

# 個人情報保護に関する法律施行条例についての事務対応ガイド

総務局総務部情報公開課

令和5年3月（初版）

〔出典等註釈補記〕

## 第1条関係（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 趣旨

- 1 本条は、条例の趣旨を明らかにしたものであり、条例の解釈指針となるものである。  
各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行われなければならない。
- 2 本条中「個人情報の保護に関する法律」は、平成17年4月1日に全面施行され、数次の改正を経て、令和5年4月1日から地方公共団体及び地方独立行政法人に直接適用されるに至る。
- 3 本条中「必要な事項」とは、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月個人情報保護委員会事務局策定。以下「法律事務対応ガイド」という。）<sup>1</sup>において示された次の事項<sup>2</sup>など法の施行に関して必要となる事項である。
  - ・『条例で定める必要がある事項』
  - ・『必要に応じて条例で定めることが考えられる事項』
  - ・『条例で定めることが妨げられるものではない事項』

### 第2 運用

- 1 東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「旧条例」という。）下での制度（以下「旧制度」という。）において、旧条例は、平成3年3月26日2情都個第26号「東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）」（以下「旧条例施行通達」という。）によれば、次のとおり位置付けられていた（第1条関係）<sup>3</sup>。
  - ・『個人情報を実施機関が収集する場合、保有個人情報を外部へ提供する場合等の制限を規定し、保有個人情報の適正な管理を図ることにより、伝統的、消極的意味におけるプライバシーの権利を保護するとともに、さらに、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障することにより、積極的に自己の個人情報に関するいわゆる現代的、積極的意味におけるプライバシーの権利の保護を目指したものであり、これにより、個人の権利利益を守る個人情報保護の総合的な確立を図るもの』

<sup>1</sup> 法律事務対応ガイド令和4年2月（令和4年10月一部改正）版に準拠。以下同じ。

<sup>2</sup> 法律事務対応ガイド資料6「個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ」（令和4年4月個人情報保護委員会事務局・総務省自治行政局策定）pp22-24（参考）条例事項一覧

なお、EU「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則」（一般データ保護規則。以下「GDPR」という。）においても、各加盟国が国内法として整備可能な条項（いわゆる開放条項；opening clauses）がある。石井夏生利『EUデータ保護法』（勁草書房2020）によれば、第8条（児童の同意に適用される条件）、第9条（特別な種類のデータ）、第23条（国家・公共の安全等のための制限）、第9章（取扱いと表現の自由及び情報伝達の自由、公文書の取扱い及び公衆のアクセス等）その他多数の条項がある（p3）。欧州委員会HPは、このうちGDPRに基づき欧州委員会に通知を要する7項目を掲げ（第49条、第51条、第83条、第84条、第85条、第88条、第90条関連）、通知された加盟国国内法を掲載する（[https://commission.europa.eu/law/law-topic/data-protection/data-protection-eu/eu-member-states-notifications-european-commission-under-gdpr\\_en](https://commission.europa.eu/law/law-topic/data-protection/data-protection-eu/eu-member-states-notifications-european-commission-under-gdpr_en)）。日本の個人情報保護委員会HPには、条例届出・公表WEBサイトがある（<https://www.jourei.ppc.go.jp/>）

<sup>3</sup> 旧条例施行通達／第1条関係／第2 運用／「2 個人情報保護の総合的な展開」

なお、「1 個人情報保護制度の意義」において、「個人情報保護制度は、実施機関に対し、個人情報の収集、保有個人情報の管理及び利用・提供の全般にわたり、その適正な取扱いを義務付けるほか、実施機関に個人情報が保有されている者からの請求に応じて、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を義務付けるとともに、民間における個人情報の取扱いについて都の役割を定めるところに意義がある」とされる。

- 2 法及び関連法令並びに条例下での制度（以下「新制度」という。）について「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（令和2年12月個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース策定。以下「最終報告」という。）は、次の点を指摘している<sup>4</sup>。
- ・『地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方公共団体においては、住民と直接的に関わる施策を実施することが多く、これに伴い必然的に大量かつ多様な個人情報を保有することになることから、個人の権利利益の保護のため、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図り、必要な保護措置を講じてきた経緯がある』
  - ・『法制化後も、地方公共団体等が地域の課題に対処するため、国による対応を待つことなく独自の施策を展開することは依然として求められるものであり、これに伴い保有する個人情報について、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を講じることについては、否定されるべきものではないと考えられる』
  - ・『これまでの地方公共団体等における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要がある』
- 3 これらを踏まえ、法の施行に関し、次の措置など必要な事項を条例で定めたものである。
- ・① 旧条例が必要な保護措置を講じてきた経緯に係る措置（以下「旧条例経緯措置」という。）
  - ・② 法律の範囲内での必要最小限度の保護措置（以下「法律範囲内措置」という。）
  - ・③ 実務の積み重ねや現行の情報公開制度等への影響に配慮した制度の安定性確保に関する措置（以下「安定性確保措置」という。）

---

<sup>4</sup> 最終報告p34

## 第2条関係（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

### 第1 趣旨

- 1 本条は、条例中の用語について、法で使用する用語の意義に従うことを定めたものである<sup>5</sup>。
- 2 本条中「この条例で使用する用語」とは、具体的には、「個人情報」及び「保有個人情報」、「事務」、「開示請求書」、「手数料」、「匿名加工情報」、「適正な取扱い」等である。
- 3 本条中「法で使用する用語の例」とは、法第2条各号その他の条において定義される「個人情報」及びこれに関連する情報類型などに関する法での用いられ方やその様である。
- 4 審議会の考え方<sup>6</sup>  
令和4年8月8日開催第79回東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、本条例の整備にあたり、「条例の趣旨及び用語の定義については、制度的調和を図る観点から規定を設ける」方針を了承している。

### 第2 運用

- 1 旧制度の個人情報は、旧条例施行通達によれば、次のとおり取り扱われていた（第2条関係）<sup>7</sup>。
  - ・『個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害のおそれは、個人によって異なり、また、利用目的、処理方法等によっても異なり得る相対的なものであることから、個人情報の種類によって対象を限定することは、適当でない』
  - ・『広く社会的活動、財産等について個人が有する権利利益を保護の対象』
  - ・『個人の事業活動に関する情報、法人その他の団体の構成員としての個人の活動に関する情報、個人の所有物に関する情報も、個人情報として対象』
- 2 新制度における条例の趣旨は、法の施行に当たり必要な事項を定めたものであり、その必要な事項とは、①旧条例経緯措置、②法律範囲内措置、③安定性確保措置を講じる必要があるもの等であるため、旧条例の趣旨である「全ての個人の権利利益の保護」<sup>8</sup>は、法及びこの条例の解釈及び運用にあたっては重視されなければならない。
  - (1) 「個人情報」は、法第2条第1号に定義されているため、この例により解釈及び運用する。  
同条同号は、「特定の個人を識別することができる」情報に含まれるものを「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に限る、いわゆる容易照合型の定義<sup>9</sup>である。

<sup>5</sup> 『東京都文書事務の手引』（令和3年3月版）によれば、「例による」は、他の法令下での制度又は手続を包括的に当てはめて適用することを表し、他の事項における個々の規定を捉える「準用する」とは異なる（p256）。

<sup>6</sup> 第79回審議会資料1『個人情報保護等制度の課題等について』中「考え方Ⅰ」p21。

<sup>7</sup> 旧条例施行通達／第2条関係／第2 運用／1

<sup>8</sup> 旧条例施行通達／第2条関係／第2 運用／2（以下抜粋）を参照。

「条例の趣旨は、全ての個人の権利利益の保護であるため、対象となる個人には、外国人及び法人その他の団体の役員も含まれる。法人その他の団体の役員に関する情報は、当該団体の機関としての情報でもあるが、この条例においては、役員も個人であるという点に着目して、保護の対象とするものである。」

<sup>9</sup> 我が国初の個人情報保護法制である「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（昭和63年法律第95号）は、「個人情報」の定義中「他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるもの」との文言があったが（いわゆる容易照合型）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）に全部改正される際、「容易に」の文言が削除された（いわゆる単純照合型）。この点、総務省行政管理局「解説 行政機関等個人情報保護法」は、「行政機関における個人情報の取扱いについてより厳格に規律する観点から、照合の容易性を要件としていない」と説明する。

また、「他の情報と容易に照合することができ」とは、法律事務対応ガイドによれば、『行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる』としている<sup>10</sup>。

ア 旧制度においては、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」情報も個人情報を含む。

また、「他の情報」は、旧条例施行通達によれば、「当該実施機関が保有する情報のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報を含む」とされていた<sup>11</sup>。

イ 新制度においては、「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」（令和2年8月個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース策定。以下「中間整理」という。）が次のような形にかかる解釈を明確化することが適当であるとした。

- ・『近年のIT化の進展により、通常の業務従事者の能力で照合できる範囲が格段に拡大しており、組織内に照合可能なデータベースが存在していれば、普段、分離して使っていたとしても、意図をもって照合しようと思えばできる限り、容易に照合』<sup>12</sup>
- ・『容易照合可能性は、行政機関との関係では、行政機関個人情報保護法等における照合可能性と違いがなく、…保護の対象となる情報の範囲に実質的な変更はない』<sup>13</sup>

こうした事情は、都においても当たり得ることに加えて、最終報告は、『匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律』により『カバーされないものは、観念的には存在し得ても、具体的には想定されない』<sup>14</sup>、『開示等請求の場面では、情報の開示先における照合可能性も考慮して個人情報該当性を判断する必要があるとの理解』<sup>15</sup>の下で本人確認を行っていること等を指摘した。

また、行政機関等としての都の機関等の実態は、一般にその組織の規模や保有する情報量について他の地方公共団体の機関等と比べて大きいと考えられ、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合も、他道府県関係や域内区市町村関係又は事業者等に対する法令上の指導監督関係等において、特段照合が困難ではない状態もあり得る<sup>16</sup>。

<sup>10</sup> 法律事務対応ガイドp26

<sup>11</sup> 旧条例施行通達／第2条関係／第1 趣旨／3(4)

<sup>12</sup> 中間整理p22

<sup>13</sup> 同上

<sup>14</sup> 中間整理p21

<sup>15</sup> 中間整理p21註釈42)

<sup>16</sup> 例えば、事業者に対する法令上の指導監督関係において、事業者が都に対して所定の報告を行なう制度であれば、①報告内容に個人に関する情報が含まれる余地があるか、②報告手続が個別法やガイドライン等の文書で事業者の義務又は望ましい措置として規定されているか、③報告の趣旨や目的が当該文書等において明確にされていないか、都が事業者に対して報告を求める規定が別に記載されているかどうか(都が報告を求めた場合は支障がない限りこれに応じるものとされているかどうか、都と相協力する努力義務が個別法やガイドライン等から導かれるかどうか等)等を個別に判断し、④報告内容に含まれる情報が他の情報と容易に照合できるか等を慎重に検討する必要があると考えられる。

なお、最終報告p21註釈43)は「行政機関は、全体が内閣の統轄の下にある一体の組織であるから」「他の行政機関への照会を要する情報についても個人情報として取り扱う必要があるとの理解」は、「一元化後の定義においても、容易照合可能性があるものとして、引き続き個人情報に該当するものと考えられる」とする。地方公共団体は内閣の統轄下にないため、この考えを直接援用することはできないが、一定程度参考になる。

ウ これらを踏まえ、法の施行に関し必要な事項である本条に基づき、都における法第2条第1号の「個人情報」とは、次のとおり解釈及び運用する。

- ・これまでの実務で培った他機関関係も踏まえた照合性を基本とし（㊤旧条例経緯措置）、
- ・法に即して照合困難な場合も若干程度想定され得ることを前提に（㊤法律範囲内措置）、
- ・その事務や権限の性質に照らし、個別事例の判断において保護水準を落とすことなく取り扱うべき「個人情報」である（㊤安定性確保措置）。

エ なお、「個人情報」に、死者に関する情報は含まれないとされている<sup>17</sup>。

（ア）旧制度においては、旧条例施行通達により、開示請求の対象となる情報としての死者に関する情報については、以下の情報は自己を本人とする保有個人情報に含むものとしていた（第12条関係）<sup>18</sup>。

・請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報

（請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報）

・社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報（死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報）

（イ）新制度において、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年1月個人情報保護委員会事務局策定。以下「ガイドライン」という。）<sup>19</sup>は、次のとおり示している<sup>20</sup>。

・『法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一貫の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。』<sup>21</sup>

・『ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる。』<sup>22</sup>

・『死者に関する情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる。』<sup>23</sup>

<sup>17</sup> GDPR(個人情報保護委員会仮訳による。以下同じ。)第4条第1項は「個人データ」を「識別された自然人又は識別可能な自然人(「データ主体」)に関する情報」と定義する(日本法のような「生存する」という制限修飾はない)。また、GDPR前文第27項前段は「本規則は、死亡した者の個人データには適用されない。」と定めるため、GDPR上は、日本法同様「生存する」自然人(識別可能な場合を含む。)の情報のみが規律される。

<sup>18</sup> 旧条例施行通達/第12条関係/第2 運用/2(1)及び(2)

<sup>19</sup> ガイドライン令和4年1月(令和4年9月一部改正)版に準拠

<sup>20</sup> この他、ガイドライン等に相当する「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日(令和4年3月一部改正)個人情報保護委員会・厚生労働省)では、「死者の情報は原則として個人情報とならない」が、「被保険者等が死亡した際に、遺族から診療報酬明細書等の個人情報について照会が行われた場合、健保組合等は、被保険者等本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、特段の配慮が求められる」として「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」(平成17年3月31日保発第0331009号)に基づき、遺族に診療報酬明細書等の個人情報の提供を行うものとする。とされる。

<sup>21</sup> ガイドラインp13

<sup>22</sup> 同上

<sup>23</sup> ガイドラインP43

また、法律事務対応ガイドは、次のとおりその取扱いを示している。

- ・保有個人情報の開示について、『請求の対象である死者に関する情報が、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要』<sup>24</sup>
- ・『個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定』は、『条例に規定が置かれることが許容されない』<sup>25</sup>

(ウ) これらを踏まえ、法の施行に関し必要な事項である本条に基づき、都における法第2条第1号の「個人情報」ではない死者に関する情報は、次のとおり解釈及び運用する<sup>26</sup>。

- ・法の趣旨に沿って開示請求の場面で個別検討をした結果、
  - ・当該死者に関する情報が、同時に請求者自身の「保有個人情報」でもあり、当該請求者個人を識別することができるものであるならば、
  - ・引き続き、自己を本人とする保有個人情報に該当することとなるものとして取り扱う。
- ちなみに、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第3条は、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定している。また、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日付11政都情第366号。以下「情報公開条例施行通達」という。）は、「個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある」<sup>27</sup>「「個人」には、死亡した個人も含まれる。」<sup>28</sup>としているため（第7条第2号関係）、死者に関する情報が記載された公文書<sup>29</sup>はこれらを踏まえて解釈及び運用することとなる。

(2) 「個人情報」を加工して得られる「仮名加工情報」（同条第5号）及び「匿名加工情報」（同条第6号）、「個人関連情報」（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの。同条第7号）は、法第2条各号に定義されている。

この例により、条例における「個人情報」は、次のものとして解釈及び運用する。

- ・生存する個人に関する情報であって、
- ・仮名加工情報、匿名加工情報及び仮名加工情報のいずれにも該当しないもの

<sup>24</sup> 法律事務対応ガイドp163

<sup>25</sup> 法律事務対応ガイドp387

<sup>26</sup> GDPR前文第27項後段において、「加盟国は、死亡した者の個人データの取扱いに関する規定を定めることができる。」とされるため、本条を、死者に関するデータに関して加盟国が国内法として整備可能な開放条項（前掲註釈2）参照）として捉える説もある。湯浅壘道「故人のデジタルデータの扱い」『情報の科学と技術』71巻11号（情報科学技術協会2021）によれば、フランスでは生存する本人に死後の取扱いの決定権を付与しており、ハンガリーではアクセス権や利用停止を求める権利等は本人の死後5年以内であれば生前の本人によって授権された者（代理人）がそれらの権利を行使できる（授権された者がいない場合は親族が代わって行うことができる）等の取扱いをする。

<sup>27</sup> 情報公開条例施行通達／第7条2号関係／第2 運用／「1 個人情報が記録された公文書の一般的な取扱い」。また、同解説では「個人のプライバシーに関する情報は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から最大限に尊重するものとする。」とも記載。

<sup>28</sup> 情報公開条例施行通達／第7条2号関係／第2 運用／「2 死者の個人情報の取扱い」

<sup>29</sup> 情報公開条例施行通達／第3条関係／第2 運用（以下抜粋）を参照。

「個人のプライバシーに関する情報が記録されている公文書については、第2章に規定する公文書の開示をする場合はもとより、第3章に規定する情報公開の総合的な推進を図る場合においても、本条の趣旨を踏まえて、最大限の配慮をするものとする。」

なお、「仮名加工情報」及び「匿名加工情報」「個人関連情報」は、生存する個人に関する情報を定義及び範囲の上で補足するものであり、法はこれらの性質に応じた規律を設けているため、旧条例の趣旨でもあり、条例で重視されるべきである「全ての個人の権利利益の保護」<sup>30</sup>は、本条に従い、法で使用される用語の例により、適切に達成しなければならない。

(3) 「保有個人情報」は、法第60条第1項に定義されているため、この例により解釈及び運用する。

同条同項は、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものを「保有個人情報」とするが、「地方公共団体等行政文書」に記録されているものに限るとされている。

ア 「地方公共団体等行政文書」とは、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）」をいう。

都における「地方公共団体等行政文書」は、情報公開条例第2条第2項に規定する「公文書」である<sup>31</sup>。

(ア) 都の公文書は、地方自治の本旨に即し、その開示を請求する都民の権利が情報公開条例によって明らかされたものであり（情報公開条例第1条）、開示を請求しようとするものは、公正で透明な行政の推進や都民による都政への参加の促進等の同条例の目的に即した適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときはこれによって得た情報を適正に使用しなければならないところ（情報公開条例第4条）、情報公開条例施行通達は、次のように示している（情報公開条例第4条関係「適正請求及び適正使用の要請」）<sup>32</sup>。

- ・『実施機関は、不適正な請求をしようとするものがある場合は、そのものに対して、適正な請求をするよう要請する』
- ・『実施機関は、公文書の開示によって、その情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請する』『著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処する』

なお、旧条例第1条においても、「都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」とされているとおり、開示請求等の権利は個人の権利利益を保護する観点から最大限尊重されるべきものであるが、その権利は無制限なものではなく、情報公開条例における公文書同様、適正に行使されることが求められていた<sup>33</sup>。

<sup>30</sup> 前掲注釈8)参照

<sup>31</sup> この点、法第60条第1項に基づく保有個人情報であっても、これを職務上作成し、又は取得する「実施機関の職員」（都が設立した地方独立行政法人の役員を含む）に対する情報公開条例上の規律が及ぶ。

なお、GDPR86条は、「個人データは、公文書への公衆のアクセスと本規則による個人データの保護の権利との調和を保つため、公的機関又は組織が服するEU法又は加盟国の国内法に従い…開示できる。」と定める。

<sup>32</sup> 情報公開条例施行通達／第4条関係／第2 運用

<sup>33</sup> 「(1)東京都個人情報保護条例…における保有個人情報の開示請求等の権利は、個人の権利利益を保護する観点から最大限尊重されるべきものであるが、その権利は無制限なものではなく、個人情報保護条例第1条において「都政の適正な運営を図りつつ」とされているとおり、適正に行使されることが求められる」とされる(令和4年4月1日3生広情第827号『開示請求における権利の濫用についてのガイドライン』「5 東京都個人情報保護条例に関する取扱い」抄)。

(イ) 『個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）』（令和4年2月（令和4年4月更新）個人情報保護委員会事務局策定。以下「法律Q&A」という。）によれば、「権利濫用が許されないことは「法の一般原則」であり、行政機関等の事務事業を停滞させることを目的とするような開示請求の場合には、明文の規定がなくても、権利濫用を理由とする拒否処分を行うことは可能」としつつ、「法が個人の権利として開示請求権を認めている趣旨に鑑み、権利濫用の該当性の判断は個別具体的な事情に応じて慎重に行う必要がある」とされている（A5-5-3）。

(ウ) これらを踏まえ<sup>34</sup>、法の施行に関し必要な事項である本条に基づき、都における法第2条第1号の「保有個人情報」は、「地方公共団体等行政文書」である「公文書」に記載されたものに限ることを踏まえて解釈及び運用する<sup>35</sup>。

イ 「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した」<sup>36</sup>とは、都の機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。

「職務」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理する事務等（実施機関の職員自らが作成又は取得した場合のみならず、受託事務従事者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務従事者等が、都の機関等の職員に代わって作成又は取得した場合も含む。）を含む。

「当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有している」<sup>37</sup>とは、法律上又は事実上あるものを自己の支配下に置いている状態をいう。すなわち、当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有していることをいう。当該個人情報を物理的に占有していなくとも、事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有している）状態を含む。例えば、個人情報が記録されている媒体を倉庫業者等に保管させている場合は、委託した都の機関等が保有しているものである。

<sup>34</sup> 「(2)これまでに出示された東京都個人情報保護審査会答申では、開示請求者本人の権利利益の保護にとって、その必要性が疑われる繰り返しの開示請求、あるいは、開示請求者の許容し難い言動等が実施機関における円滑な業務の遂行に対して著しい支障をもたらす請求などが、個人情報保護条例に基づく制度の趣旨目的を逸脱した権利の濫用であると解され、請求を却下すべきであるとの判断が示されている」とされる（前掲註釈33）令和4年4月1日3生広情第827号）。

なお、国によれば「令和3年改正法の施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用については、令和3年改正法の施行後においては、改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要がある」とされる（ガイドラインp71）。

<sup>35</sup> 「(3)また、これらの答申内容を精査すると、権利濫用の該当性については、「別紙請求事例」に示す同種の請求内容及び態様等が認められることから、個人情報保護条例に基づく開示請求において、権利の濫用であると解される開示請求があった場合は、本ガイドラインを参考に取扱うものとする」とされる（前掲註釈33）令和4年4月1日3生広情第827号）。

なお、訂正請求と利用停止請求は情報公開制度にはないが、法律Q&A(A5-5-3)によれば、「権利濫用が許されないことは「法の一般原則」であるため、これらの請求にもこの趣旨に沿って判断することになる。

<sup>36</sup> 旧条例施行通達／第2条関係／第1 趣旨／4(2)。

なお、情報公開条例施行通達／第2条第2項関係／第1 趣旨／3も同一。

<sup>37</sup> 旧条例施行通達／第2条関係／第1 趣旨／4(3)。

なお、情報公開条例施行通達／第2条第2項関係／第1 趣旨／5は、「当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態…のもの(組織共用文書)を意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないこととなる。」としている。

ウ なお、「保有個人情報」に「知り得た個人情報」は含まれないとされている。

(ア) 旧制度において、旧条例施行通達は、旧条例第3条第2項について次のとおり示し、「職務上知り得た」個人情報とは、『職員が職務執行上知り得たということであり、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものは含まれる』としていた<sup>38</sup>。

- ・『地方公務員法第34条及び国家公務員法第100条の「秘密」はいわゆる実質秘（形式的に取扱いの指定をただけでは足りず、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの）と解されている』<sup>39</sup>
- ・『このような実質秘に当たる情報だけでなく、より広範囲な個人情報が職員により漏えいされ、又は不当な目的に使用されることを防止しようとするもの』<sup>40</sup>
- ・『地方公務員法等の守秘義務に加え、本条でさらに職務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らしてはならないこと等を規定したもの』<sup>41</sup>

これに関連し、旧条例施行通達上、「秘密」は、旧条例第8条に定める「個人情報の保護に関し必要な措置」の具体例として、次のとおり例示していた（第8条関係）<sup>42</sup>。

- ・『委託契約等において契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）に安全管理、秘密の厳守等個人情報保護について必要な事項を明記し、受託者等に個人情報保護について責務を課すことなど』

なお、旧条例第8条の「受託者等」（委託を受けた者及び指定管理者）が旧条例第8章の適用を受ける「事業者」（旧条例第2条第6項）でもある場合、「知事その他の執行機関」（旧条例第29条の2等。旧条例施行通達によれば「知事、行政委員会、監査委員」をいう。）による個人情報の取扱いについての苦情処理等（処理のために必要となる説明又は資料提出の求め、説明又は資料の提出の結果を踏まえた助言及び勧告等を含む。）の規定も適用された。

(イ) 新制度において、法律事務対応ガイドは、法第67条について以下のとおり示し、本条中「知り得た」個人情報は、『個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない』『電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない』としている<sup>43</sup>。

- ・『本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない』（これは、組織としての利用又は保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである）
- ・『本条に違反した者が行政機関等の職員である場合は、懲戒処分の適用』（国家公務員法第82条、地方公務員法第29条等）、『個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則（国家公務員法第100条及び第109条、地方公務員法第34条及び第60条等）の適用』

これに関連し、法律事務対応ガイドは、上記「個人の秘密」のほか、「4-8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」<sup>44</sup>において、『個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる』とした上で、必要な措置の例として次のように示している（4-8-9 個人情報の取扱いの委託）。

<sup>38</sup> 旧条例施行通達／第3条関係／第1 趣旨／6

<sup>39</sup> 旧条例施行通達／第3条関係／第1 趣旨／5

<sup>40</sup> 同上

<sup>41</sup> 同上

<sup>42</sup> 旧条例施行通達／第8条関係／第1 趣旨／4

<sup>43</sup> 法律事務対応ガイドp85

<sup>44</sup> 法律事務対応ガイドpp139-151

- ・『個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務』等を『契約書に…明記する』（1）<sup>45</sup>
  - ・『保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する』（5）<sup>46</sup>
- なお、法第66条第2項各号の「行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者」（同項第1号）及び「指定管理者」（同項第2号）、「業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者」（同項第3号）が、法第6章第2節第1款の監督を受ける「個人情報取扱事業者等」（仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者を含む。）にも該当する場合があります。

ただし、法第170条<sup>47</sup>によれば、「地方公共団体の長その他の執行機関」（法律事務対応ガイド上特段列挙はされておらず<sup>48</sup>、「知事、行政委員会、監査委員」以外の執行機関も含むものと解される。）は、個人情報取扱事業者等に対して、同条に基づく政令の定めがない限り、個人情報保護委員会及び事業所管大臣等の権限に属する事務を行うことはできない。

（ウ）これらを踏まえ、法の施行に関し必要な事項である本条に基づき、法第60条第1項の「保有個人情報」との関係において、法第2条第1号の「個人情報」（「知り得た個人情報」を含む。）は、都においては次のように解釈及び運用する。

- ・旧条例下の事業者指導を前提とした受託者等に対する監督が、指導権限の存在により、受託者等の自主的な規制を補強させていた側面を踏まえ（A旧条例経緯措置）、
- ・法及び地方公務員法の守秘義務、地方自治法に基づく取組等のほか、委託する個人情報が不正競争防止法（平成5年法律第47号）の「営業秘密」や「限定提供データ」になり得る場合はその旨契約書に明記する等の取組を通じ（B法律範囲内措置）、
- ・従来の委託に係る安全管理水準を落とすことなく（C安定性確保措置）、十分かつ適切な措置を講ずる「個人情報」として、契約書その他関連文書上取り扱う。

### 3 組織共用文書の範囲<sup>49</sup>

#### （1）作成した文書

職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 職務上の内部検討に付された時点以降のもの

（ア）「職務上の内部検討」とは、課長等一定の権限を有する者（以下「課長等」という。）を含めて行われる内部検討をいう。

（イ）「一定の権限を有する者」とは、東京都事案決定規程等に規定する事案の決定権を有する者をいい、当該事案を担当する担当課長等が置かれている場合は、これを含むものとする。

<sup>45</sup> 法律事務対応ガイドp147

<sup>46</sup> 法律事務対応ガイドp149

<sup>47</sup> 法第170条（地方公共団体が処理する事務）は、「この法律に規定する委員会の権限及び第150条第1項又は第4項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。」と定める。

<sup>48</sup> ガイドライン及び法律事務対応ガイドともに同条に関する解説なし。

<sup>49</sup> 旧条例施行通達／第2条関係／第2 運用／3  
情報公開条例施行通達／第2条第2項関係／第2 運用／1

- (ウ) 課長等が不在の際、東京都事案決定規程等に規定する事案の決定又は審議の臨時代行者が検討に加わった場合は、職務上の内部検討に付されたものとみなす。
- (エ) 課長等を含む内部検討に付されていないものであっても、台帳類・帳簿類及び簡易又は定型的な文書等であって当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなす。
- (オ) 起案文書については、事案の決定権者の指示により作成されるものであるため、起案者により作成された時点で職務上の内部検討に付されたものとみなす。
- (カ) 「職務上の内部検討に付された時点以降」とは、組織として説明する責務を果たす観点から、作成した文書が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て組織的に用いる文書としての実質を備えることとなった時点以降という趣旨である。

イ 組織において利用可能な状態で保存されているもの

- (ア) 都の機関等の定める文書管理規則等の規定に基づき、登録等が行われ、保存されているものをいう。ただし、登録等が行われていない場合であっても、共用のファイリングキャビネットや書庫等に保存されているものは、「組織において利用可能な状態で保存されているもの」に該当する。
- (イ) 「保存されているもの」には、回付中の文書又は内部検討の途上にある文書を含むものとする。

ウ 具体例

- (ア) 事案決定等の手続が終了した文書
- (イ) 事案決定等の手続の途中の文書
- (ウ) 課長等を含む内部検討に付された段階の素案等
- (エ) 庁内の組織間での事務説明用に提出された資料
- (オ) 部長会、部内課長会その他課以上の組織をまたがる会議、打合せ等に提出された資料
- (カ) 局をまたがる関係部課長会等に提出された資料
- (キ) 庁議等に提出された資料
- (ク) 審議会、懇談会等の資料
- (ケ) 説明会、対外的打合せ等の資料
- (コ) 事務マニュアル、業務日程表等組織的に利用する文書

(2) 取得した文書

受領した時点以降のものであって、組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 受領した時点以降のもの

受領した時点以降のものであれば、必ずしも収受印が押されている必要はない。したがって、会議等で配布された文書は、配布された時点で受領したことになる。

イ 組織において利用可能な状態で保存されているもの

上記(1)イに同じ。

ウ 具体例

- (ア) 供覧の手続が終了した文書
- (イ) 供覧の手続の途中の文書
- (ウ) 会議等で受領した資料
- (エ) 申請書、届出書、報告書等（都の機関等へ提出された時点で対象となる。）
- (オ) 委託契約等の成果物

(3) 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、上記(1)及び(2)と同様の考え方とする。

ア 情報処理システムのデータ等

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバー等により処理されている情報処理システム(当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。)のデータ等については、都の機関等が組織的に利用・管理するものと認められるので、原則として組織共用文書に該当する。

イ 光ディスク等に記録された文書等

パーソナルコンピュータで作成された文書等で、光ディスクやハードディスク等(以下「光ディスク等」という。)に記録されたものについては、上記(1)又は(2)の要件に該当する場合は組織共用文書となる。

なお、起案文書や資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的、手段的に作成した文書であって光ディスク等に記録されているものについても、組織において利用可能な状態で保存されている場合は、組織共用文書に該当する。

ウ 具体例

(ア) 統計処理等数的処理のために利用しているデータ

(イ) 台帳、事例集等のデータベース

### 第3条関係（登録簿）

第3条 東京都（以下「都」という。）の機関等（都の機関（議会を除く。）及び都が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、保有個人情報を取り扱う事務について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- 一 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- 二 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- 三 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- 四 保有個人情報の記録項目
- 五 保有個人情報の対象者の範囲
- 六 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2 都の機関等は、前項に規定する事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該事務について前項各号に掲げる事項を登録簿に記載しなければならない。当該事務を変更しようとするときも、同様とする。

3 都の機関等は、登録簿を公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

#### 第1 趣旨

1 本条は、都の機関等は、保有個人情報を取り扱う事務について、開始、変更（廃止を含む。）があるときは、所定の事項を記載した登録簿を作成し、公表することを定めたものである。

(1) 旧制度は、旧条例第5条に基づく保有個人情報取扱事務の届出及び同第6条に基づく同届出に係る事項について作成された目録（以下「保有個人情報取扱事務登録簿」という。）に関する手続を定めていた<sup>50</sup>。

また、旧条例施行通達は、開示請求受付時において、「開示請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから」「文書検索目録や保有個人情報取扱事務目録の案内及び開示請求者と連絡を取り合うなど、保有個人情報を特定するために必要な情報を積極的に提供することとしていた（第13条関係等）<sup>51</sup>。

<sup>50</sup> 東京都『個人情報保護事務の手引』（令和2年4月版）によれば、旧条例である「本条例は、個人情報保護についての国際的なガイドラインといわれる、OECD（経済協力開発機構…）理事会勧告の8原則…を踏まえるとともに、プライバシーの権利を自己情報コントロール権（自己の情報の流れを自ら管理する権利）を含むものとして把握する現代のプライバシー理論をも考慮したもの」とされる（p1）。

個人情報保護委員会HPIによれば、OECD理事会勧告8原則〔①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則〕のうち、「⑥公開の原則」に相当するものとして、GDPRでは第5条1項（適法性、公正性及び透明性の原則）、第12条（データ主体の権利行使のための透明性のある情報提供、連絡及び書式）、第13条（データ主体から個人データが収集される場合において提供される情報）、第14条（個人データがデータ主体から取得されたものではない場合において提供される情報）の各規定が示されている（日本法は「保有個人データに関する事項の公表等」（旧法27条。改正後の法32条）のみが適示される（いずれも公的機関に関する規定ではない））（[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310118\\_siryu1-1\\_betten2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310118_siryu1-1_betten2.pdf)）。

なお、GDPR2条3項は、「EUの機関、組織、事務局及び部局による個人データの取扱いに関しては、規則(EC)No45/2001が適用される。規則(EC)No45/2001及び個人データのそのような取扱いに適用可能な同規則以外のEUの法令は、第98条に従い、本規則の基本原則及び規定に適合するように調整される。」と規定される（規則(EC)No45/2001は、EUの行政機関等による個人データの処理等について定めた規則である）。

<sup>51</sup> 旧条例施行通達／第13条関係／第2 運用／3。

なお、情報公開条例施行通達／第6条関係／第2 運用（以下抜粋）を参照。

「開示請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから、「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。」「実施機関は、文書検索目録を案内したり、開示請求者と連絡を取り合うなどして、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある。」

なお、旧条例第5条第2項は、「実施機関の職員又は職員であった者に係る事務及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務<sup>52</sup>については、適用しない」と定めていた。

ア 旧条例中「職員であった者」とは、退職、失職又は免職により実施機関の職員としての身分を失った者をいう<sup>53</sup>。

イ 旧条例中「実施機関の職員又は職員であった者に係る事務」とは、実施機関の職員又は職員であった者に係る一切の事務をいい、人事、給与、福利厚生等に関する次のような事務がその代表例として挙げられる<sup>54</sup>。

ウ 旧条例施行通達によれば、これらの事務では、「職員に対する手当支給事務において職員の家族の個人情報を取り扱われるように、その目的により職員又は職員であった者以外の者に係る個人情報を取り扱うようなもの」もあることから、「職員又は職員であった者に関する個人情報を取り扱うこととなるこれらの事務については、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての実施機関と被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者である職員にはよく知られていることから」、適用除外とされていた（第5条関係）<sup>55</sup>。

（例：服務、表彰等、諸証明、任用退職等、人事記録、定数、分限・懲戒等、評定、給与・手当、恩給・退職手当、被服の貸与、公務災害補償、安全・衛生、衛生管理、非常勤職員の社会保険などに関すること）<sup>56</sup>

（2）新制度において、法第75条第1項<sup>57</sup>は、個人情報ファイル簿の整備を義務付けている。

ア 個人情報ファイル簿

都の機関等は、法第74条<sup>58</sup>第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

<sup>52</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第2 趣旨／5は、かかる事務でも「運転免許証の申請に関する事務、道路使用許可申請に関する事務等、事務の名称、目的、保有個人情報の記録項目等を明らかにしても、当該事務の適正な遂行に支障がないと認められる事務については、届出を行うことができるものとする」とした。

本条については、田村正博「警察における情報の取得及び管理に対する行政法的統制」『産大法学』50巻1・2号（京都産業大学法学会2017.1）が、他条例との比較を通じ、「東京都は知事への届出と知事による目録の公表、神奈川県は…審議会への報告と作成した個人情報事務登録簿の縦覧が条例で定められている」「東京都の場合には、『犯罪の予防…に係る事務については、適用しない。』とされており、警察関係はほとんど全てが対象外となっているのに対し、神奈川県の場合には、『犯罪の予防…のために取り扱う個人情報取扱事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある場合に限り、適用しない。』とされ、公表対象からの除外は、犯罪捜査に限定されていない」と指摘する（p73）。

<sup>53</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第1 趣旨／4

<sup>54</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第1 趣旨／5

<sup>55</sup> 同上

<sup>56</sup> 同上

<sup>57</sup> 法第75条（個人情報ファイル簿の作成及び公表）自体は地方公共団体を含む規定（以下抜粋）。

「行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（…「個人情報ファイル簿」…）を作成し、公表しなければならない。」

<sup>58</sup> 法第74条（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）自体は国の機関の規定（以下抜粋）。

「行政機関（会計検査院を除く。…）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。」

作成及び公表の対象となる個人情報ファイル簿は、法第74条第2項<sup>59</sup>各号（以下枠囲み①から⑩まで。〔 〕内は同条同項の号数。）に掲げる個人情報ファイル（法第60条第2項）を除く個人情報ファイルに関するものであり、ガイドラインによれば、法第74条第2項各号は、「国の安全等に係るもの等極めて秘匿性が高いものや短期間に消去されるもの等」である<sup>60</sup>。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録するもの(以下「国家安全情報」という。)[第1号]</li><li>② 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得するもの(以下「犯罪等情報」という。)[第2号]</li><li>③ 当該機関の職員又は職員であった者に係るものであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関するものを含む。)(以下「職員等情報」という。)[第3号]</li><li>④ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するためのもの(以下「試験用データ等」という。)[第4号]</li><li>⑤ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録するもの〔第6号〕</li><li>⑥ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録したものであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの〔第7号〕</li><li>⑦ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得するものであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの〔第8号〕</li><li>⑧ 本人の数が千人に満たないもの〔第9号〕</li><li>⑩ 上記③～⑧に準ずるものとして政令で定めるもの(以下「職員等関連情報」)[第10号]</li></ol> |
|--|

#### イ 他の帳簿及び開示請求制度との関連

法第75条第5項は、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」と規定する。

また、法第108条は、ガイドラインによれば、保有個人情報の開示等の手続に関する事項について「法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられていない」旨定めた規定であるとする<sup>61</sup>。

#### ウ 法令上の対象外との関連

法第75条第2項<sup>62</sup>は、同条各項に掲げる個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務を定めた同条第1項に関する規定を適用しない旨規定している。

<sup>59</sup> 法第74条第2項本文「前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。」

<sup>60</sup> ガイドラインp37（「極めて秘匿性が高いもの」や「改めて通知する必要性の乏しいもの」もあるとの説明がなされるが、法第74条第2項各号のどの事項が前者に、又は後者に分類されるかの説明はない）

<sup>61</sup> ガイドラインp61

<sup>62</sup> 法第75条第2項「前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。」

一 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」

このうち②犯罪等情報（①国家安全情報を含む。）及び③職員等情報（④職員等関連情報を含む。）は、旧条例の保有個人情報事務登録簿の届出及び公表と同様の考えである。ただし、これ以外の④から⑧までは、旧条例は適用外としなかったもの（以下「試験用データ等その他情報」という。）である。特に、上記⑧については、『個人情報保護法施行条例等の検討状況等に関する第2回都道府県意見交換（説明資料）』（令和4年11月個人情報保護委員会事務局策定。以下「意見交換資料」という。）中「個人情報ファイル簿に関する指摘事項」において、個人情報保護委員会から次のとおりコメントが示されている。

- ・「本人の数が少数の個人情報ファイルについて、ファイル簿を作成して一般の閲覧に供することにより、閲覧者において記載事項等から特定の個人が識別され得る状況となるなど、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないよう」留意すること
  - ・「法に基づく個人情報ファイル簿は本人の数が千人を下回ったファイルについての記載を遅滞なく消除すること」
  - ・「法に基づく個人情報ファイル簿に記載されると行政機関等匿名加工情報の作成対象となるため…これらの法令上の要請に対応できるよう、少なくとも内部的には、法に基づく個人情報ファイル簿か法定外の帳簿かを判別できるように管理する必要」があること
- エ これらを踏まえ、法の施行に関し必要な事項である本条に基づき、都における法第75条第5項の規定に基づく「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」は、法第75条第1項の規定に基づく個人情報ファイル簿に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報を取り扱う事務を補足的に記録する帳簿としての登録簿として解釈し、次の観点に留意した上で、かかる手続を運用する。
- ・上記アに関連し、個人情報ファイル簿を遺漏なく整備し、かつ確実なものとするため、これを補強する帳簿において本人の数が千件に満たないもの（⑥）等の個人情報ファイルや、まだ個人情報ファイルを保有するに至らない事務等を捕捉的に記録することが必要となることから、この必要性に基づき登録簿を作成する（⑥法律範囲内措置）。
  - ・また、上記イに関連し、法第82条第1項は、行政機関の長等に、開示請求の措置として請求対象となる「保有個人情報の利用目的」の事項等を書面により通知する義務を課しているところ、都における「保有個人情報の利用目的」とは、旧条例第5条第1項第3号の「保有個人情報を取り扱う事務の目的」がこれに相当するものであるため、かかる事務の目的が記載されている旧条例の措置は、これを継続する（④旧条例経緯措置）。
  - ・ただし、上記ウに関連し、個人情報ファイル簿に関して法第75条第2項各号により当然適用しないとされたもの（①から⑤まで）のうち、旧条例においても対象外であった犯罪等情報及び職員等情報は格別、旧条例が特段、対象外としなかった試験用データ等その他情報（④から⑧まで）については、例外的に本条によるところの登録簿に関する手続の対象とする（⑦安定性確保措置）。

(3) これにより、個人情報ファイル簿を補強し<sup>63</sup>、かつ開示請求者の便宜に資する帳簿として<sup>64</sup>、旧条例の保有個人情報取扱事務登録簿に関する手続<sup>65</sup>を従前の例により継続する<sup>66</sup>。

<sup>63</sup> GDPR第5条第1項（適法性、公正性及び透明性の原則）参照。

個人情報ファイル簿だけでは不十分と思われる公表事項を登録簿によって補い、透明性を担保する。

<sup>64</sup> GDPR第12条（データ主体の権利行使のための透明性のある情報提供、連絡及び書式）参照。

本人（データ主体）が開示請求等手続（権利行使）をしやすくするため情報提供を引き続き徹底する。

<sup>65</sup> GDPR第13条（データ主体から個人データが収集される場合）、第14条（個人データがデータ主体から取得されたものではない場合）参照。

件数や取得経路に関わらず個人情報を取得する場合に本人等に情報提供するための帳簿として運用する。

## 2 第1項関係

第1項は、記載事項を具体的に定めたものである。この手続により、都の機関等は、保有個人情報を取り扱う事務を正確に把握することができるとともに、保有個人情報を明確に把握することにより、その取得・収集の必要性やその範囲を再確認することが可能となる<sup>67</sup>。

(1) 本条中「保有個人情報を取り扱う事務」とは、事業の実施に伴って、個人情報を取得・収集し、管理し、又は利用する事務をいう<sup>68</sup>。

ア 「保有個人情報」は、条例第2条に基づき、法第60条各項その他の例による。

(ア) 同条第2項は、「保有個人情報を含む情報の集合物」であって一定のものを「個人情報ファイル」として定めている。

(イ) 同条第3項は、「個人情報ファイル簿に掲載しないこと」等に該当する「個人情報ファイルを構成する保有個人情報」について加工して得られる匿名加工情報を「行政機関等匿名加工情報」として定めている。

イ 「取り扱う」は、条例第2条に基づき、法第12条及び第129条、第156条から第158条までその他の例による。

(ア) 法第12条第1項は、「地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする」とし、同条第2項で地方独立行政法人についても同様に定めているため、都においても、法が求める必要な措置が講じられた保有個人情報の取扱いでなければならない。

(イ) また、法第129条は、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と定めているため、かかる意見も踏まえた取扱いが求められる（なお、都における法129条の「審議会」は、条例第8条に基づき、情報公開条例第39条第1項により設置される東京都情報公開・個人情報保護審議会とした（後述））。

(ウ) このほか、個人情報保護委員会は、個人情報保護法第5章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関等の「個人情報等の取扱い」に関して、「資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせること」（法第156条）、「必要な指導及び助言」（法第157条）、「勧告」（法第158条）、同勧告に基づく「措置について報告を求めること」（同法第159条）ができるとされており、こうした規定の趣旨に照らした取扱いが必要となる。

ウ 「事務」は、条例第2項に基づき、法第61条第1項及び第75条第3項その他の例による。法第61条第1項は、「行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」と定めている。

この点、法律事務対応ガイドにおいては、以下のとおり示されている<sup>69</sup>。

<sup>66</sup> 前掲62)～64)はいずれもOECD理事会勧告8原則のうち「⑥公開の原則」に関するもの(前掲50)参照。

<sup>67</sup> 旧条例施行通達/第5条関係/第1 趣旨/2

<sup>68</sup> 同上

<sup>69</sup> 法律事務対応ガイドp65-66。

なお、「所掌事務又は業務」とは、「従来、行政機関個人情報保護法において行政機関については『所掌事務』を、独立行政法人等個人情報保護法において独立行政法人等については『業務』を遂行するものとしていたことも踏まえて、法においては行政機関等が遂行するものとして、『所掌事務又は業務』と規定」(p65)。

- ・各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令<sup>70</sup>において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。
- ・地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。
- ・また、地方自治法以外にも、地方公共団体の機関の職務権限については地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）、警察法（昭和29年法律第162号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等の各法律に規定されている。
- ・なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第61条第1項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

エ 「帳簿（以下「登録簿」という。）」とは、法及び条例に基づく一定の事務について作成される登録簿のことである。

オ 第6号の「東京都規則で定める事項」とは、個人情報保護に関する法律施行細則（令和4年東京都規則第232号。以下「施行細則」という。）第2条に定める次の事項である<sup>71</sup>。

- ・ 保有個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
- ・ 保有個人情報の処理形態
- ・ 保有個人情報の主な収集先
- ・ 保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先
- ・ 保有個人情報の処理の委託及び再委託の有無
- ・ 保有個人情報の処理の指定管理者による代行の有無

### 3 第2項関係

第2項は、記載手続を具体的に定めたものである。この記載及び登録の手続を通じて、都の機関等は、慎重かつ責任を持って保有個人情報を取り扱うことが期待できる<sup>72</sup>。

- (1) 本条中「前項に規定する事務」とは、条例第2項に基づき、法第12条及び第129条、第156条から第158条まで等の趣旨に沿って適正かつ円滑に取り扱うこととなる「保有個人情報」（保有個人情報を含む情報の集合物である個人情報ファイル（法第75条各項に基づき作成及び公表しなければならない規定が適用されない又は掲載しないこととされるものではないものに限る。）を構成する保有個人情報をいう。）に関する事務（法第61条第1項及び第75条第3項等の例によるもの。）をいう。
- (2) 本条中「前項各号に掲げる事項」とは、条例第3条第1項各号（施行細則第2条各号を含む。）に掲げる事項をいう。

### 4 第3項関係

本条は、都の機関等は、保有個人情報取扱事務登録簿を作成して、公表し、当該機関等の個人情報の保有状況を都民に対し明確にし、かつ、都民がいつでも閲覧できるようにする責務があることを明らかにしたものである<sup>73</sup>。

<sup>70</sup> ガイドラインp20によると、「事務又は業務については、行政機関等が事実上行っているというだけでなく、法令上の根拠が必要」とされる。

<sup>71</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第1 趣旨／3（施行細則附則2第1号により廃止される前の「東京都個人情報の保護に関する条例施行規則」（平成3年東京都規則第21号）第2条各号）。

<sup>72</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第1 趣旨／2（以下抜粋）を参照。

「届出事項を具体的に定めたものである。…届出等の手続を通じて、慎重かつ責任をもって保有個人情報を取り扱うことが期待できる。」

<sup>73</sup> 旧条例施行通達／第6条関係／第1 趣旨（ただし知事に関する規定。新制度では「都の機関等」）。

## 5 審議会の考え方<sup>74</sup>

令和4年8月8日開催第79回審議会は、本条例の整備にあたり、「個人情報取扱事務登録簿に関する規定は、現行の『保有個人情報取扱事務届出』に相当する規定であり、個人情報ファイル簿による公表情報を補完し、かつ開示請求者に利用目的を通知するための基礎的な情報として有用であるため、規定を設ける」方針を了承している。

なお、同審議会は、制度運用にあたり、「これを機に保有個人情報取扱事務届出に関する業務の見直しを行い、新たに準備することとなる個人情報ファイル簿の作成・公表手続との一体化による効率化を図り、重複的作業については技術的に省力化する」方針についても了承している。

## 第2 運用

- 1 保有個人情報取扱事務の開始、変更又は廃止に伴う登録は、知事が別に依頼する様式により、総務局総務部情報公開課（以下「情報公開課」という。）の定める方法により行うものとする<sup>75</sup>。
- 2 事務の登録は、原則として、課ごとに行うものとする。この場合、事務の内容を端的に表すよう、予算項目又は東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。）等に定める事務を単位として登録するものとする。  
なお、同一の事務を複数の部署が行っている場合、例えば、組織規程別表4に規定する地方行政機関のように同一の事務を地域割りで実施しているものについては、局で統一的な登録を行うことができることとする<sup>76</sup>。
- 3 保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合は、条例第8条の趣旨に鑑み、原則として審議会に対しその旨の情報を提供するものとする<sup>77</sup>。
- 4 情報公開課においては、登録簿の内容に基づき、必要に応じ加除訂正し、別に定める方法により一般の閲覧に供するものとする<sup>78</sup>。この場合において、情報公開課は、各機関等が登録した事項を取りまとめ及び必要な調整を行い、また、各機関等から個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の登録があった場合には、当該目録の加除訂正をすることにより、全機関等が現に行っている事務とその内容を一致させるものとする<sup>79</sup>。
- 5 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務」（旧条例第5条第2項）その他法第74条第2項各号に相当するものであっても、法の趣旨の範囲内において、運転免許証の申請に関する事務、道路使用許可申請に関する事務等、事務の名称、目的、保有個人情報の記録項目等を明らかにしても、当該事務の適正な遂行に支障がないと認められる事務については、登録を行うことができるものとする<sup>80</sup>。
- 6 条例の施行の際、旧条例第6条に基づき現に公表する保有個人情報取扱事務登録簿は、本条第1項及び施行細則第2条に掲げる事項が記載されていることから、当面の間、本条に基づく登録簿とみなす。

<sup>74</sup> 第79回審議会資料1『個人情報保護等制度の課題等について』中「考え方Ⅱ」p24。

<sup>75</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第2 運用／1を参照（ただし条例所管課である知事を經由して届出をする規定。新制度では知事が別に依頼する様式により登録）。

<sup>76</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第2 運用／2（ただし届出の規定。新制度では「登録」）

<sup>77</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第2 運用／3（ただし審議会意見の聴取規定。新制度では審議会への情報提供）

<sup>78</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第2 運用／4

<sup>79</sup> 旧条例施行通達／第6条関係／第2 運用

<sup>80</sup> 旧条例施行通達／第5条関係／第2 運用／5

## 第4条関係（開示請求書）

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、東京都規則で定める事項を記載するものとする。

### 第1 趣旨

- 1 本条は、保有個人情報の開示についての具体的な請求方法としての開示請求書に関する事項を定めたものである<sup>81</sup>。
- 2 本条中「開示請求書」とは、法第77条第1項に規定する書面である。都の機関等に提出する開示請求書は、施行細則別記第1号様式として定める「保有個人情報開示請求書」である（任意代理人の場合は、施行細則別記第2号様式として定める「保有個人情報開示請求に係る委任状」も必要<sup>82</sup>）。
- 3 本条中「法第77条第1項各号に掲げる事項」とは、次に掲げる事項（以下「法に基づく記載事項」という。）であり、その記載を必須とするものである<sup>83</sup>。
  - ・開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - ・開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 4 本条中「東京都規則で定める事項」とは、都の機関等に開示請求をする上で必要な事項として「保有個人情報開示請求書」に記載するもの（以下「任意記載事項」という。）である。

具体的には、「保有個人情報開示請求書」及び「保有個人情報開示請求に係る委任状」<sup>84</sup>において定めた、代理人に関する確認事項等である。
- 5 本条中「記載するものとする」は、開示請求者が都の機関等に開示請求を行うにあたり、都として開示等の事務を円滑かつ慎重に進めるために必要となる事項の記載を促すものである。

（1）旧制度においては、開示請求書の提出に際して、「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」（旧条例第13条第3項）として、「東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱」（平成3年9月25日3情都情第193号。以下「開示等要綱」という。）第3.2.（7）において、「保有個人情報の特定ができない場合」等<sup>85</sup>を例示し、開示請求書の補正に応じない場合は請求を却下<sup>86</sup>する旨規定されていた。

<sup>81</sup> 旧条例施行通達／第13条関係／第1 趣旨／1参照

<sup>82</sup> 旧条例施行通達／第13条関係／第1 趣旨／2参照

<sup>83</sup> 旧条例施行通達／第13条関係／第1 趣旨／3参照

<sup>84</sup> GDPR第12条第2項第1文は「管理者は、…データ主体の権利の行使を容易にするものとする。」、第2文は「管理者は、データ主体の同一性識別をする立場にはないということを証明しない限り、…自己の権利を行使するためのデータ主体からの要求に基づく行為を拒むことができない。」と定めることから、開示請求等を容易にする取組は肯定され得る。

<sup>85</sup> GDPR第12条第3項第1文は「管理者は、データ主体に対し、不当に遅滞することなく、かつ、いかなる場合においてもその要求を受けた時から1か月以内に、…要求に基づいて行われた行為に関する情報を提供する。」、第2文は「この期間は、必要があるときは、その要求の複雑性及び数量を考慮に入れた上で、さらに2か月延長することができる。」と定める。

<sup>86</sup> GDPR第12条第5項後段（以下抜粋）

「データ主体からの要求が、特に反復して行われることからして、明らかに根拠のない場合又は過剰な性質のものである場合、管理者は、以下に掲げるいずれかを行うことができる。

（a）情報若しくは連絡を提供すること、又は、要求された行為を行うことの業務運営費用を考慮に入れ、合理的な手数料を課金すること。

（b）要求された行為を拒むこと。

管理者は、その要求が明らかに根拠のないものであること又は過剰な性質のものであることについて、証明すべき責任を負う。」

また、旧条例施行通達によれば、「個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もあるため、開示請求をしようとする者は自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示する必要がある」としていた（旧条例第13条第2項関係）<sup>87</sup>。

(2) 新制度について、意見交換資料中「開示請求書の任意記載事項に関する指摘事項」において、個人情報保護委員会のコメントが次のとおり示されている。

- ・『任意記載事項を追加する場合には、法に基づく記載事項を満たすことと、請求の要件等を実質的に変更することはできないことに留意することが必要』
- ・『法第108条に基づく条例で定めることで、開示請求の手續に関する事項として、法に規定のない事項を任意で記載させることは可能』であるが、『当該事項の記載がないことにより、一律に開示請求をすることができないとする取扱いは認められ』ない
- ・『法令に基づく要件が満たされている場合には開示請求が妨げられない』

(3) 以上を踏まえると、次の点に留意する必要がある。

- ・開示請求書に法第77条第1項各号に掲げる法に基づく記載事項が遺漏なく記載されているのであれば当該開示請求書を受け付けることとなり<sup>88</sup>（㊸法律範囲内措置）、
- ・任意記載事項の遺漏の補正を求めることは許容されるが（㊹旧条例経緯措置・㊺安定性確保措置）、当該補正に応じないことをもって開示請求を却下することはできない

## 第2 運用

1 「保有個人情報開示請求書」は、次の事項が正しく記載等されているかを特に確認する。

- (1) 都の機関等の宛先欄
- (2) 開示請求者の「氏名」及び「住所又は居所」欄
- (3) 「1 開示を請求する保有個人情報」欄
- (4) 「2 求める開示の実施方法等」欄
- (5) 「3 本人確認等」欄

2 任意代理人による請求の場合は、上記1に加え、「保有個人情報開示請求に係る委任状」に次の事項が正しく記載等されているかを特に確認する。

- (1) 代理人の「住所」及び「氏名」欄
- (2) 「1 委任する権限」欄
- (3) 「2 委任理由」欄
- (4) 委任者の「住所」及び「氏名」欄
- (5) 上記(4)に委任者本人の署名があるなど、当該書面等が民事訴訟法（平成8年法律第109号）第228条第4項<sup>89</sup>に規定されるような文書になり得ること等（記名のみで実印等の措置もない場合は、他の項目が自筆による等民事訴訟法第229条第1項<sup>90</sup>に規定されるような文書になり得ること等）。  
ア 旧制度では、任意代理人による開示請求手續を創設しなかった（旧条例第12条）。

<sup>87</sup> 旧条例施行通達／第13条関係／第1 趣旨／4

GDPR第12条第6項は「第11条を妨げることなく、第15条から第21条に定める要求を行う自然人の身元に関して管理者が合理的な疑いをもつ場合、その管理者は、そのデータ主体の身元を確認するために必要となる追加的な情報の提供を求めることができる。」と定める。

<sup>88</sup> 日本法では、開示等を「請求」する手續が権利として規定されるが（民間部門につき法33条以下、公的部門につき法76条以下）、GDPR第15条以下は自己の情報にアクセス等することそのものを権利として規定する。

<sup>89</sup> 「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」

<sup>90</sup> 「文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によっても、証明することができる。」

このことについては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条の規定の施行により廃止された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）と同様の取り扱いであり（行個法第12条）、総務省行政管理局「解説 行政機関等個人情報保護法」<sup>91</sup>においては、次のとおり解説されている。

- ・『開示請求は、本人からの請求により、当該本人に対して保有個人情報を開示する制度であるので、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また広く代理請求を認めることは、本人の権利利益保護に欠けるおそれがある』<sup>92</sup>
- ・『自己以外の者に関する情報が、たとえ配偶者に関するものであったとしても開示を請求することができない』<sup>93</sup>

また、総務省旧HPは同法の「よくある質問とその回答」において、Q7-2「開示請求は本人だけでなく、代理人によっても行うことができますか。」に以下回答している（現在リンク切れ。国立国会図書館インターネット資料収集保存事業WARP令和3年10月4日時点参照）。

- ・『広く代理請求を認めることは、かえって本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあることから、いわゆる任意代理人による開示請求は認められていません。例えば、本人が何らかの事情により行政機関の窓口に来所して開示請求をすることができないような場合には、開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をすることができます。』<sup>94</sup>

イ 新制度では、任意代理人による開示請求手続が、個人情報取扱事業者に対する規定（法第37条第3項の規定による令第13条第2項）と同様<sup>95</sup>、行政機関の長等に対しても認められた（法第76条第2項）。

このことについては、立法担当者である富安泰一郎（前内閣官房情報通信技術総合戦略室審議官）・中田響（前内閣官房情報通信技術総合戦略室企画官）が『一問一答 令和3年改正個人情報保護法』（商事法務2021。以下『立法担当者一問一答』という。）において、Q78「今回の改正で、公的部門においても任意代理人による開示等請求を認めることにしたのは、どのような理由によるものですか。」に以下回答している。

<sup>91</sup> 同内容は、総務省行政管理局監修・社団法人行政情報システム研究所『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』（ぎょうせい2005）により市販（増補版3版2007）

<sup>92</sup> 前掲91）増補版3版p67に同内容記載

<sup>93</sup> 前掲91）増補版3版p66に同内容記載。前掲と併せて、任意代理人の考え方は都の旧条例と同じである。

なお、法定代理人については、そもそも都の旧条例と若干異なる。旧条例施行通達／第5条関係によれば、「法定代理人による開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合には、当該法定代理人の開示請求権を認めない」（第1 趣旨／9）、「満15歳以上の未成年の法定代理人からの開示請求にあつては、当該未成年者本人が…開示することに同意していない」等の要件を満たす場合は「本人の利益に反することが明確であるとして、原則として請求を却下する」（第2 運用／3）としていたが、前掲91）によれば、「法定代理人は任意代理人と異なり、本人の利益のために代理行為を行う義務はあつても、代理行為に本人の同意を要しない。本法の開示請求も、本人の意思と独立して行うことができるものとしている。」（p67）、「『本人に代わって』とは、法定代理人が未成年者又は成年被後見人である本人の保有個人情報について開示請求をすることができるという趣旨であり、本人が開示請求権を行使していない場合のみに法定代理人が請求権を行使できるという趣旨ではない。」（pp67-68）とされ、法はこれらの考え方を採用しているため注意が必要である。

<sup>94</sup> 総務省トップ／政策／国民生活と安心・安全／行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護／よくある質問とその回答／<7 開示請求>（[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11826784/www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/question07.html#q7-2](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11826784/www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/question07.html#q7-2)）中「回答」に記載

<sup>95</sup> 民間規律に公的部門も揃える考え方については、最終報告p21 註釈41）で端的に看取される。同註釈は、民間規律である「個人情報保護法の定義に揃える場合」の方が「影響を受ける事業者数…が少ない」、「影響を受ける本人の数（延べ人数）」という点では、統計が存在しないとし、民間規律に揃える方針を打ち出す。

- ・『公的部門…は、法の制定時に、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益が乏しく、また、広く代理請求を認めることには悪用の懸念もあり得ると考えられた』
- ・『しかしながら、民間部門の現行制度では、任意代理人による開示等請求も認められており、法の施行以降、特段大きな問題もなく運用されているところ』<sup>96</sup>
- ・『こうした現状を踏まえれば、改正後の公的部門の共通ルールにおいて、任意代理人による開示等請求を認めない理由は見出し難く、このような請求の在り方を認めることは、本人の利便にも資するものであることから、今回、代理権の確認を厳正に行うことを前提に、任意代理人による開示等請求を認めることとしたもの』

ウ これらを踏まえ、任意代理人が開示請求書を持参し、又は送付した場合、真正性の観点から、保有個人情報開示請求に係る委任状の記載の注釈に沿って、以下のとおり対応する。

- (ア) 「1 全ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。」とあるところ、委任者の「氏名」欄は署名であることが望ましい(㉔旧条例経緯措置)。
- (イ) 「2 以下のいずれかの措置をとってください。」とあるところ、「① 委任者の実印を押印の上、印鑑登録証明書(請求前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。」の措置が採られていることが望ましい(㉕安定性確保措置)。
- (ウ) 不動文字(活字)であるなど全てが記名であり(上記(ア)に関連)、「② 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。」の措置が採られている(上記(イ)に関連)場合は、事務対応ガイドの標準様式に基づく記載事項が遺漏なく記載されているため、当該委任状を受け付けることとなる(㉖法律範囲内措置)。

この場合、可能な限り署名又は自筆による記入若しくは実印押印等の措置を求め、必要に応じて、法第78条第1項第1号の不開示決定も視野に対応する(第5条関係で後述)。

3 前記1(3)に関連し、「1 開示を請求する保有個人情報」欄は、具体的に特定された件名が記載される必要がある。自己と自己以外のものの関係が、その内容において不可分の状態で記録されている場合など、自己以外のものの情報と自己自身の情報が合一して自己についての保有個人情報を形成している場合は、当該自己以外のものの情報も含めて、自己を本人とする保有個人情報として<sup>97</sup>取り扱う。

(1) 開示請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから、「開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項」を的確に記載することは困難な場合が多いため、都の機関等は、文書検索目録や登録簿の案内及び開示請求者と連絡を取り合うなど、保有個人情報を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある<sup>98</sup>。

また、「開示請求をしようとする保有個人情報」がどの行政機関等が保有しているか等について通じていない開示請求者も想定されることから、開示請求書の適切な提出等先についても、必要な情報を可能な限り提供することが重要となる<sup>99</sup>。

<sup>96</sup> 平成15年に成立し平成17年4月から全面施行した法における「個人情報取扱事業者」は、5,000件を超える個人データを保有する事業者を対象としていたが、法の全面施行から10年が経過した平成27年9月に改正され平成29年5月から全面施行した法では、このような裾切り要件が撤廃され、個人情報データベース等を事業の用に供する全ての事業者を対象とした。こうした小規模事業者も含めた法が施行されてから、僅か2年後の令和元年12月に、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースが設置された(令和2年8月に中間整理、同年12月に最終報告とりまとめ。なお、『立法担当者一問一答』は令和3年11月に発行)。

<sup>97</sup> 旧条例施行通達/第12条関係/第2 運用/1

<sup>98</sup> 旧条例施行通達/第13条関係/第2 運用/3。前掲51)参照。

<sup>99</sup> 前掲98)の趣旨を踏まえた取組。後述6(事案の移送)参照。

(2) 死者に関する情報が本欄に記載されている場合は、条例第2条に基づき、次に掲げる各事例において掲げた書類により請求要件の有無を確認するなどして個別検討をした結果、法第60条第1項による請求者自身の「保有個人情報」でもあるならば、自己を本人とする保有個人情報に該当することとなるものとして取り扱う（第2条関係第2. 2. エ（ウ）参照）<sup>100</sup>。

ア 死者である被相続人から相続した財産に関する情報についての開示請求の場合は、請求内容が当該相続財産に係るものであることを示す書類及びそれぞれ以下のいずれかの書類<sup>101</sup>

(ア) 死者の財産が請求者に帰属していることの確認

- ・不動産の登記事項証明書、契約書など当該財産が請求者又は被相続人に帰属することを証明する書類
- ・遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）又は遺産分割協議書
- ・その他請求者が相続した財産であることを証明する書類

(イ) 請求者が相続人であることの確認

- ・被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本
- ・その他請求者が相続人であることを証明する書類

イ 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報についての開示請求の場合は、請求内容が当該損害賠償請求権に係るものであることを示す書類及びそれぞれ以下のいずれかの書類<sup>102</sup>

(ア) 死者が損害賠償請求権等を取得していたことの確認

- ・示談書又は和解書
- ・裁判所の確定判決書
- ・その他死者が損害賠償請求権等を取得していたことを証明する書類

(イ) 請求者が当該損害賠償請求権等を相続したことの確認

- ・遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）又は遺産分割協議書
- ・請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する裁判所の確定判決書
- ・その他請求者が相続人であることを証明する書類

ウ 近親者固有の慰謝料請求権や遺贈など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報についての開示請求の場合は、請求内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類及び以下のいずれかの書類<sup>103</sup>

- ・示談書又は和解書
- ・裁判所の確定判決書
- ・その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類
- ・遺贈により請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書

エ 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報についての開示請求の場合は、未成年で死亡した子の親権者であったことを示す書類（戸籍謄本、その他未成年で死亡した子の親権者であったことを証明する書類）<sup>104</sup>

<sup>100</sup> 旧条例施行通達／第12条関係／第1 趣旨／2は、「社会通念上…みなせるほど…密接な関係」があるかをも検討の視点としていた。法では、このような視点に関わらず、（生存する）開示請求者自身の「保有個人情報」でもあるかを個別検討する必要があり、その検討にあたって確認する書類を示すものである。

<sup>101</sup> 旧制度の開示等要綱第3. 2. (3)ア。法の実施要綱たる改正後の開示等要綱に書類の記載はない。

<sup>102</sup> 旧制度の開示等要綱第3. 2. (3)イ。同上。

<sup>103</sup> 旧制度の開示等要綱第3. 2. (3)ウ。同上。

<sup>104</sup> 旧制度の開示等要綱第3. 2. (3)エ。同上。

- 4 前記1(4)に関連し、「2 求める開示の実施方法等」欄は、「ア 事務所における開示の実施を希望する」又は「イ 写しの送付を希望する」のいずれかが選択される必要がある。
- 5 前記1(5)に関連し、「3 本人確認等」欄は、開示請求者が誰であるか(本人、法定代理人、任意代理人)、請求者本人確認書類が何であるか(運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)等について子細に確認する必要がある。

代理人である場合は、法定代理人又は任意代理人の区分に応じて、「請求資格確認書類」欄で必要となる本人確認書類を選択等する。

- 6 前記1(1)及び(3)に関連し、他の行政機関等に送付されるべき開示請求書が都の機関等に届いた場合等は、法第85条に基づき事案の移送を速やかに行う。
- (1) 旧制度は、窓口で開示請求書を受け付ける事務を標準としていたため、開示請求書が郵送等により届くことは稀であったが、他の行政機関等に送付されるべき開示請求書が都の機関等に届いた場合は、旧条例の適用外であるため、却下等により対応せざるを得なかった。また、都の機関等に送付されるべき開示請求書が他の行政機関等に届いた場合は、所定の様式を改めて然るべき都の機関等に開示請求書を提出するよう案内をする等対応していた。
- (2) 新制度は、法第83条第1項に基づき、全ての行政機関等に開示請求があった日の翌日から起算して30日以内に開示決定等をする義務を課したため、次のとおり取り組む必要がある。
- ・法第85条に基づき事案の移送が行われたとしても、当該他の行政機関等の事務所に到達したときから法第83条第1項の期間計算が進行するとされている(宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』p591、有斐閣2021)。
  - ・『移送先が地方公共団体の機関又は地方独立行政法人となる場合には、移送先における開示決定等を行う期限が30日より短い可能性』があることから、『移送に関する協議は速やかに開始すること』が望ましいとされている(ガイドラインの一部を改正する告示(案)に関する意見募集結果(令和4年4月20日公示)No30)。
- (3) このため、都の機関等に到達した開示請求書の宛名に誤りがないなど法第85条に基づく事案の移送その他の事情や特段の支障がない限り、従来どおり開示できるよう、引き続き、開示請求があった日の翌日から起算して14日を標準処理期間とする(©安定性確保措置)。
- 7 前記6(3)に関連し、「その他の事情や特段の支障」とは、都の機関等が開示決定等をするよう誠実に努力しても開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に当該決定をすることができない事由をいう。

- (1) 旧制度の趣旨を踏まえた「その他の事情や特段の支障」は、概ね次のような場合をいう(Ⓐ旧条例経緯措置)。

ア 一度に多くの種類の請求があり、開示請求に係る保有個人情報を当該期間内に検索することが困難であるとき、または請求のあった保有個人情報の内容が複雑で、当該期間以内に開示決定等をするのが困難であるとき。

イ 請求があった自己を本人とする保有個人情報として、自己以外のものの情報が記録されている場合等で、当該自己以外のものの意見を聴く必要があり、当該期間内に開示決定等をするのが困難であるとき

ウ 満15歳以上の者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示決定等の判断に当たって、当該開示請求に係る当該満15歳以上の者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがないことを確認するための手続としての法第78条第1項第1号の適用の検討に時間を要し、当該期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。

エ 天災等の発生又は一時的な業務量増大等、年末年始等執務を行わないときその他の合理的な理由により、当該期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。

なお、同期間以内に当該決定をすることができない場合は、法第83条第1項の規定に基づき、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内に開示決定等をする。

(2) 開示請求書の郵送等について、新制度は、旧制度の開示等要綱第3. 2. (10) で定めていたような「病気、身体障害その他のやむを得ない理由により窓口等で開示請求ができないと認められる」場合に限られない。このため、新制度の趣旨を踏まえた「その他の事情や特段の支障」は、概ね次のような場合をいう(㊸法律範囲内措置)。

ア 開示請求書の送付により開示請求がなされ、開示請求者が窓口に来庁しない場合(個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「施行令」という。)第22条第2項)

イ 開示請求書を持参又は送付する開示請求者が、任意代理人である場合(法第76条第2項)

ウ 開示請求書に添付等された書類が国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証のみであるなど旧制度の本人確認書類としては不十分な場合

※ただし、施行令第22条第1項に掲げる書類であって本人であることを確認するに足りる場合は、新制度では適式であるため、請求を却下する等の措置は採れないことに留意(後記第5条関係を参照)。

(3) 上記(1)は、未成年者など制限行為能力者であったとしても本人の意思を尊重するため、また、上記(2)は、特に業として代理行為が予定される国家資格保有者などではない任意代理人、別に法定代理人が存在する未成年者の任意代理人、その他本人が自分の意思に基づいて選任したとは言い難い任意代理人からの請求等の確認手続を行うため、一定の日数を要するものが想定されることに留意すること。ただし、上記の事情がある場合でも可能な限り開示請求があった日の翌日から起算して14日以内での速やかな開示に努めること。

8 前記7(1)及び(2)に関連して、開示請求書が到達した日の翌日から起算して14日以内に当該決定をすることができないことが見込まれる場合、当該都の機関等は、当該決定をするために必要となる合理的期間を精査すること。

また、精査の結果、事務処理上の困難その他正当な理由により、開示請求書が到達した日の翌日から起算して30日以内であっても当該決定ができない場合は、当該都の機関等は、法第83条第2項の規定に基づき、開示請求者に対し、遅滞なく、30日以内に限り延長することができる延長後の期間及び延長の理由を書面により通知すること(30日以内に当該決定をすることが見込まれる場合は、法第83条第2項の規定に基づく通知は不要)。

なお、通知する延長の理由は、前記7(1)及び(2)に掲げた場合等が、開示請求書が到達した日の翌日から起算して30日を超えてもなお継続するものであることが想定される。

9 前記7及び9に関連し、

- ・未成年者の法定代理人が提出等する開示請求書の場合は、自己を証明する書類及び代理関係を証明することができる戸籍謄本その他の未成年者の法定代理人の資格を証明する書類
- ・成年被後見人の法定代理人(成年後見人)が提出等する開示請求書の場合は、自己を証明する書類及び後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条に規定する登記事項証明書その他の成年被後見人の法定代理人(成年後見人)の資格を証明する書類

が提出等(送付の場合は添付等)されているかどうか(法定代理人が法人であるときは、上記登記事項証明書その他の当該法人が法定代理人の資格を有することを証明する書類と併せて、実際に開示請求の窓口に来る者が明らかに当該法人を代表していることを証明する書類の有無を含めて)を確認する。

なお、当該法人が法定代理人の資格を有することを証明する書類とは、当該法人の代表者である場合はそれを証明する書類〔法人の登記事項証明書等〕、当該法人の代表者以外の者である場合は当該法人の代表者から当該窓口に来る者に当該開示請求に関する手続について具体的に委任されている事実を証明する書類〔法人の登記事項証明書、代表者印が押印されている委任状及び当該代表者印に係る印鑑の証明書等〕が想定される。

10 自己を本人とする保有個人情報についての相談に応じる事務などで、その事務の遂行上、本人に自己を本人とする保有個人情報の提示を行うことが必要である場合には、法及び条例による開示請求権の行使を要さずに、自己を本人とする保有個人情報についての相談等に応じることができるものである<sup>105</sup>。ただし、当該保有個人情報が法第78条各号及び条例第5条のいずれかに該当する場合は、提示を行わないものである<sup>106</sup>。自己を本人とする保有個人情報の提示を行う場合、相談者等が当該保有個人情報の本人であることの確認は、法及び条例に基づく開示請求又は訂正請求等の場合と同様に厳格に行うものである<sup>107</sup>。

11 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による開示請求<sup>108</sup>

(1) 旧制度において開示請求書を郵便等することによる開示請求は、請求者本人の確認が十分行えないことから、特に必要があると認める場合を除いて認めないものとしており<sup>109</sup>、認める場合でも、開示等要綱第3.2.(10)の規定により、「病気、身体障害その他のやむを得ない理由により窓口等で開示請求ができないと認められる請求者から請求書の送付があった場合」に限るとしており、この限りにおいて、「本人又は本人の法定代理人からの請求であることを慎重に確認」し、施行細則附則2により廃止される「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則」（平成3年東京都規則第22号。以下「旧知事規則」という。）第3条（第3項を除く。）で定めた次の書類について、いずれか2つを提出させつつ、診断書等窓口等で請求できないことを証する書類も提出させる等の措置を採っていた。

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証又は運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- ・ 旅券
- ・ 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・ 在留カード又は特別永住者証明書
- ・ 官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、個人識別事項が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして知事が適当と認めるもの

※具体的には、国人登録証明書、住民基本台帳カード(写真付き)など、官公署が発行等した写真付きの書類であって、氏名及び住所の記載があるもの等

なお、これにより難しい場合は、上記書類を含め、官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された次の書類又はこれに類する書類のうちいずれか3つを提出させつつ、診断書等窓口等で請求できないことを証する書類も提出させる等の措置を採っていた。

<sup>105</sup> 旧条例施行通達／第13条関係／第2 運用／2

<sup>106</sup> 同上。

<sup>107</sup> 同上。

<sup>108</sup> データ主体のアクセス権を定めたGDPR第15条において郵便等の方法による要求等の特段の記載はない。ただし電子的な方法による要求等は同条第3項にある(後掲110)参照)。ちなみに、EU郵便指令(DIRECTIVE 97/67/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 December 1997)は加盟国に週5日の配達頻度を義務付けるが、差出日からの送達日数については、加盟国間においては5営業日を定めるのみで、詳細は各加盟国の国内法に委ねる。このため、国内郵便として書状投函から配達まで原則2営業日の国(ドイツ等)もあれば、6営業日の国(イタリア等)もあり、翌日を目途に配達される国は少ない。

<sup>109</sup> 旧条例施行通達／第13条関係／第2 運用／1

- ・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証
- ・健康保険日雇特例被保険者手帳
- ・国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
- ・私立学校教職員共済制度の加入者証
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって知事が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）

※具体的には、印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票の写し、母子健康手帳、恩給証書、国税・地方税の領収書、納税証明書、公共料金の領収書など、官公署、公的企業又は公益法人が発行等した書類であって、個人識別事項の記載があるもの等

ちなみに、上記書類は提出等の時点において有効なもの又は発行等の日から6ヶ月以内のものに限るものとしていた。

- (2) 新制度における開示請求書の送付による開示請求<sup>110</sup>は、施行令第22条第2項によると、①次のア及びイに掲げる書類（開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているものに限る。）のいずれかを複写機により複写したものと及び②その者の住民票の写し、③その者が次に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類を提出すれば足りるとされている。

ちなみに、上記書類は開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限るとされている。

ア 次に掲げる書類のうちいずれか一つ

- ・個人番号カード
- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険者証
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者が本人であることを確認するに足りるもの

イ 前記の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合

- ・開示請求者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

- (3) 以上を踏まえると、以下のとおり取り扱うこととなる。

- ・健康保険被保険者証など旧知事規則第3条第3号の書類は、開示請求者の容貌等の写真の表示その他の措置が施された書類<sup>111</sup>ではないが、当該書類が1点のみ提出等された場合、従前の例により「本人又は本人の法定代理人からの請求であることを慎重に確認」するため、追加的に他の本人確認書類の提出等を求めるものとする<sup>112</sup>（㉔旧条例経緯措置）。
- ・その上で、当該提出等がされなかった場合でも、法第77条第1項に基づく開示請求及び同条第2項に基づく開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提出等の要件は充足しているため、手続を進めることとなる（㉕法律範囲内措置）。

<sup>110</sup> GDPR第12条第3項第3文は「データ主体が電子的な方式の手段によってその要求をした場合、データ主体から別の方法によることが求められている場合を除き、可能な場合は、電子的な手段によって提供される。」と定める。郵便等の手段によるものではないが（前掲108）参照）、来庁以外の手段によるデータ主体の権利行使の容易化（同条第2項第1文。前掲84）参照。）に関係する。

<sup>111</sup> この点を分かりやすく表記するため、新制度の開示等要綱第3.2(2)ア中、「(ア)顔写真付きの証明書等」、「(イ)顔写真なしの証明書等」と見出しを付して表記した。

<sup>112</sup> 前掲87)参照。GDPR第12条第6項(身元を確認するために必要となる追加的な情報の提供の求め)

・ただし、同条第3項に基づく補正の求め及び補正の参考となる情報の提供を遺漏なく実施しても、「本人又は本人の法定代理人からの請求であること」の確認が十分でない場合は、法第78条第1項第1号の不開示（開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報）に該当するか否かを、開示請求に対する慎重な対応という観点から厳格に検討するものとする（©安定性確保措置）。

なお、「補正の参考となる情報」は、情報公開条例第41条に規定する文書検索目録、条例第3条の登録簿その他開示請求者が保有個人情報をも特定するために必要な情報をいう<sup>113</sup>。

## 12 施行細則別記第1号様式「保有個人情報開示請求書」等でない書面による開示請求等

(1) 旧制度では、開示請求権等を具体的な権利として創設した旧条例の効力やその適用範囲等の事情から、所定外の様式による開示請求等がなされることは稀であったが、旧知事規則別記第1号様式（第2条関係）としての保有個人情報開示請求書によらない開示請求等がなされた場合、旧条例第33条の規定により委任された都規則等である旧知事規則に基づく請求ではないものとして、却下等により対応せざるを得なかったものと考えられる。

また、一般に、「様式」は、「許可申請や届出のように多数行われる行為について書面で行うことを要求する場合において事務処理の便宜のためにその様式を画一化するときや、…その目的からみて様式を定めておくことが望ましい場合に用いられる」ものであるとされる（石毛正純『法制執務詳解：新版Ⅱ』p60、ぎょうせい2014第6版。以下同著を『法制執務詳解』という）。

(2) 新制度について、『令和3年改正個人情報保護法（令和3年改正法）の施行に向けた留意点及び参考資料の送付について』（令和5年2月24日個人情報保護委員会事務局通知）では、個人情報保護委員会事務局から、「各地方公共団体…から…届け出られた条例」のうち「特に、…法及び条例の運用に関して十分御留意いただきたい事項」として、本条が、条文イメージ（「記載することができる」）と異なり、任意的記載事項が実質的に必須記載事項として取り扱われているような条文（「記載するものとする」等）である場合が示されている<sup>114</sup>。

(3) これらを踏まえ、施行細則によらず、法第77条第1項の開示請求書であるとする書面が提出等された場合、提出者に対し、事務処理の便宜のために画一化した様式を使用しない事情等を確認し、前記8に関連し、事務処理上の困難その他正当な理由に該当し得る旨を説明する等して、可能な限り施行細則の様式を使用することを勧奨するものとする。

## 13 審議会の考え方<sup>115</sup>

令和4年8月8日開催第79回審議会は、制度運用にあたり、「本人確認については、顔写真なしの本人確認書類が1点で済むとなると、現行の都の実務と比べて、その厳格性は担保できない」等とした上で「都では、本人確認書類の性質に応じた組み合わせ方式による本人確認を実施してきた経緯を踏まえ、追加的に本人確認手続を採る方式等を検討」することや「なりすましや本人の意思に沿わない代理請求等を未然に防ぐため、標準様式を基に、現行の都規則の改正等により従前の実務が維持されるよう例規整備」する方針について了承している<sup>116</sup>。

<sup>113</sup> 旧条例施行通達／第13条関係／第1 趣旨／5(3)

情報公開条例施行通達／第6条関係／第1 趣旨／3(3)

<sup>114</sup> 前掲88)参照。GDPR第15条以下は自己の情報にアクセスすること自体を権利として規定する(再掲)。

<sup>115</sup> 第79回審議会資料1『個人情報保護等制度の課題等について』中「代理請求等の基本的考え方」p5「政令・条例事項等の基本的考え方」p7。なお、GDPR前文第56項は、権利行使のため様式化は義務とする。

<sup>116</sup> 旧特定個人情報保護条例は、任意代理請求を規定しない旧条例下で同請求を規定する番号利用法と整合を図ったものであるが、この制定に際して、藤原静雄監修・東京都特定個人情報保護実務研究会編集『Q&A特定個人情報保護ハンドブック：番号法に基づく条例整備から運用まで』（ぎょうせい2015。以下「藤原

## 第5条関係（不開示情報）

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第7条第7号から第9号までに掲げる情報とする。この場合において、同条第7号中「実施機関」とあるのは「都の機関等」と、「公に」とあるのは「開示」と、同条第8号中「特定個人情報」とあるのは「特定個人情報（他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）の特定個人情報に限る。）」とする。

### 第1 趣旨

- 1 都の機関等は、法第77条第1項による自己を本人とする保有個人情報の開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を本人に開示しなければならない。

本条は、法第78条第2項の規定により読み替えて適用する情報が含まれている場合も、当該情報を除き、当該保有個人情報を本人に開示しなければならないことを定めたものである<sup>117</sup>。

- 2 本条中「法第78条第2項」は、次のとおり規定される。
  - ・「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。<sup>118</sup>
- 3 本条中「読み替えて適用する同条第1項」（法第78条第1項）は、次のとおり規定される。
  - ・「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」

このため、読み替え後は、次のとおりとなる。
  - ・「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」

監修Q&A」という。)によれば、任意代理請求はなりすまリスクもあるとしつつ、「自分の…情報がどのように取り扱われているのかについて、本人が確認するための間口をあらかじめ広げておく必要」もあるとして、「開示請求の行使を不当に狭めることなく、かつ…無権代理的な…行使を防ぐことが考慮されなければならない」とし、その方策として「開示請求に係る委任状の形式をあらかじめ決めてしまうというものがある」「委任状の様式で開示請求の対象となる…範囲をあらかじめ記載させることで、任意代理人による開示請求権の行使を必要以上に狭めてしまうことが避けられる」としており(p96)、廃止された「知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則」(平成27年12月24日東京都規則第197号)第2号様式では専用様式が定められた。

なお、現行では、施行細則別記第2号様式として定める「保有個人情報開示請求に係る委任状」がある。

<sup>117</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨

情報公開条例施行通達／第7条関係／第1 趣旨／1

<sup>118</sup> 前掲2)31)参照。GDPR86条(公文書への公衆のアクセスと個人データの保護の権利との調和)参照。

4 本条中「不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」とは、情報公開条例において開示しないこととされている同条例第7条第1号から第9号のうち、都における情報公開制度との整合性を確保するために不開示とする必要があるものである。

不開示とする必要性について、一義的には、旧条例第16条各号の非開示情報であって法第78条各号の不開示情報としては規定されていないもの（旧条例第16条第7号以下（任意提供情報、法定代理人との利益相反情報、他人の特定個人情報、同一世帯に属する者の特定個人情報、死者の個人番号等）が想定される（①旧条例経緯措置））。

しかし、行政機関情報公開法に準ずる観点から、任意代理人による開示請求手続を創設しなかった旧条例に由来した非開示情報（法定代理人との利益相反情報、同一世帯に属する者の特定個人情報）<sup>119</sup>を除いた上で（②法律範囲内措置）、情報公開条例に定めのある非開示情報を、本条の不開示情報として定めたものである（③安定性確保措置）。

5 本条中「東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第7条第7号から第9号までに掲げる情報」とは、情報公開条例第7条第7号（任意提供情報）及び第8号（特定個人情報）、第9号（死者の個人番号）である。

なお、これらの不開示情報は、旧条例では第16条第7号（任意提供情報）及び第9号（他人の特定個人情報）、第11号（死者の個人番号）の非開示情報に相当する。

6 本条中「この場合において、同条第7号中「実施機関」とあるのは「都の機関等」と、「公に」とあるのは「開示」と、同条第8号中「特定個人情報」とあるのは「特定個人情報（他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）の特定個人情報に限る。）」とする。」は、情報公開条例の読み替えに関する規定である。

情報公開条例では、「何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。」と定めた同条例第5条の規定を踏まえて同条例7条各号の非開示情報が規定されている。

---

<sup>119</sup> 旧行個法及びその政令にも同様の規定があった。以下、現在では法定代理人及び任意代理人のいずれにも関係する規定であるが、未成年者の法定代理人のみを想定して詳述する（条番号は現行のもの）。

施行令第22条第4項は、開示請求の代理人が開示前にその資格を喪失したときはその旨を請求先の行政機関に届け出る規定を設けている。

また、偽りその他不正の手段により開示を受けた場合、法第185条第3号に規定される罰則の対象となり得るが、最大10万円の過料である（旧条例第38条は最大5万円）。

このため、上記以上の経済的利益や金額に換算し難い恩恵等を得る者には有効な手立てとは言い難い。例えば、10万円を支払えばその情報が手に入る（かつて自分の子の居場所に関する情報を記憶するなど）と考える者（書類や情報の「回収」に実益がない）などに対しては、事実上の訓示規定としか受け止め得ない。

とりわけ、法定代理人資格を直前まで有していた者に対して、こうした資格喪失に係る事実を自主申告させるルールを遵守させることの実効性については疑問視されていた。例えば、旧制度の開示等要綱では、提出等の時点で「有効なもの」又は発行日から「6ヶ月以内のもの」とされていたが、この点は、法適用となり、施行令で開示請求日前「30日以内」に作成されたものに限ることとなったため、以前より最新性については改善したが、旧制度の開示等要綱にあるような、その時点で「有効なもの」といった考えは採用されていない（開示請求時点やその翌日、さらにその翌日…開示決定時点、開示する時点など、各時点での有効性を日々確認することは現実的でないと思われる）。

特に都道府県は、市町村のように住民基本台帳や戸籍等を有しておらず、各種法令の所管省庁でもないため、その行政調査にも自ずと限界があること等から、旧条例では、法定代理人であることを名乗る者から開示請求があった場合、開示請求時点でのその資格に関する提出書類の厳正な確認はもとより、（現に法的資格が喪失されているかに関わらず）未成年者との法定代理人や各法定代理人間での利益相反がある場合等は、旧条例第16条第8号等による非開示により、決定時点においても対処してきた。

このため、既に法定代理人ではなく任意代理人に過ぎない者による不適正事案にも結果的に対処できた。

このため、同条第7号は、第三者が「公にしないとの条件で任意に提供した情報」について規定している一方、自己を本人とする保有個人情報の開示手続を定めた旧条例第16条第7号は「開示しないとの条件で任意に提供した情報」と規定している。

また、東京都情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第129号）による改正前の情報公開条例（以下「改正前情報公開条例」という。）第7条第8号は、「東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成27年東京都条例第141号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第2条第7項に規定する特定個人情報」と規定していたが、条例附則第2条により東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成27年東京都条例第141号。以下「旧特定個人情報保護条例」という。）が廃止されることに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報」となる一方、旧条例第16条第9号は「他人」の特定個人情報を規定している（同様に、改正前情報公開条例第7条第9号は、「特定個人情報保護条例第2条第4項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの」と規定していたが、旧特定個人情報保護条例廃止に伴い、「番号利用法第2条第5項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの」となる）。

本条では、こうした公文書開示制度と保有個人情報開示制度の違いに加え、法が直接適用されることに伴う影響を踏まえた必要となる読み替えを規定するものである。

#### 7 任意提供情報（旧条例第16条第7号）

情報公開条例第7条第7号を、「同条第7号中「実施機関」とあるのは「都の機関等」と、「公に」とあるのは「開示」と」読み替えた後の不開示規定（以下「条例不開示情報第1号」という。）は、次のとおりである。

##### 【条例不開示情報第1号】

都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、都の機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

- (1) 本号は、第三者が、都の機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報その他開示されないと第三者が信頼して提供した情報（任意提供情報）を不開示とする場合の要件を定めたものである<sup>120</sup>。
- (2) 不開示を前提とした情報の任意提供は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼の下に行われている。本号は、このような情報を開示した場合、当該第三者との信頼関係が損なわれるおそれがあることから定めたものである<sup>121</sup>。
- (3) 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報」とは、実施機関が第三者に情報の提供を要請し、第三者が本人に開示しないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう<sup>122</sup>。

<sup>120</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／8 第7号関係(1)  
情報公開条例施行通達／第7条第7号関係／第1 趣旨／1

<sup>121</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／8 第7号関係(2)  
情報公開条例施行通達／第7条第7号関係／第1 趣旨／2

<sup>122</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／8 第7号関係(3)  
情報公開条例施行通達／第7条第7号関係／第1 趣旨／3においては以下の記載もある(抜粋)。

- (4) 「第三者における通例として開示しないこととされているもの」とは、当該第三者が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、本人に開示しないことに合理的な理由があるものをいう<sup>123</sup>。
- (5) 「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、取得後の事情の変更も考慮することとする趣旨である<sup>124</sup>。
- (6) 「その他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するもの」とは、開示しないとの条件が明示的になされていない場合であっても、本人に開示されないと第三者が信頼して情報を提供する場合などがあり、そのような第三者の信頼が法的保護に値するものをいう<sup>125</sup>。
- (7) 任意提供情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものは、本号ただし書により開示することとなる。
- (8) 競合関係

本号は、その性質上、法第78条第1項第3号ロ（事業活動情報。特に「行政機関等の要請」が、都の機関等の要請である場合。）及び第5号（公共安全に支障を及ぼすおそれ等情報。特に「地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合」が、都道府県公安委員会及び都道府県警察本部以外の都道府県の機関が開示決定等をする場合。）、第6号（審議、検討又は協議に関する情報。特に「地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」が、都の機関等の内部又は相互間である場合。）、第7号（行政運営情報。特に「地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業」が、都の機関等が行う事務又は事業である場合。）と適用上の競合関係にある。

このため、本号の適用にあたっては、これら法各号の不開示規定の適用可否を検討した上で（後述。）、本号によらなければ、一般的に他に知らされないという認識及び信頼関係が損なわれるおそれがある場合に、上記（3）から（7）までの基準に照らして不開示をすることとする（②法律範囲内措置）。

## 8 他人の特定個人情報（旧条例第16条第9号）

情報公開条例第7条第8号を「「特定個人情報」とあるのは「特定個人情報（他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）の特定個人情報に限る。）」と読み替えた後の不開示規定（以下「条例不開示情報第2号」という。）は、次のとおりである。

### 【条例不開示情報第2号】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報（他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）の特定個人情報に限る。）

- (1) 本号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び旧特定個人情報保護条例において、法令に定める場合以外の特定個人情報の収集、保管及び提供を禁止していることに鑑み、本条第2号の適用だけでは特定個人情報の適切な保護が図れないことから、他人の特定個人情報に

---

「実施機関において、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合は、本号には該当しない。」

<sup>123</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／8 第7号関係(4)  
情報公開条例施行通達／第7条第7号関係／第1 趣旨／4

<sup>124</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／8 第7号関係(5)  
情報公開条例施行通達／第7条第7号関係／第1 趣旨／5

<sup>125</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／8 第7号関係(6)  
情報公開条例施行通達／第7条第7号関係／第1 趣旨／6

については例外なく不開示とすることを定めたものである<sup>126</sup>。

(2) 「他人」とは、開示請求者と同一の世帯に属する者<sup>127</sup>以外の者をいう<sup>128</sup>。

(3) 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいうものであり、法令の趣旨に基づき特定個人情報として一体的に保護し取り扱う必要があることから、個人番号のみを区分し不開示とする一部開示をするような取扱いを行わない<sup>129</sup>。

(4) 特定個人情報も個人情報であり、個人情報は生存する個人に関する情報に限定されていることから、死者の情報は、本号で不開示とする特定個人情報には当たらない<sup>130</sup>。

(5) 競合関係

本号は、その性質上、法第 78 条第 1 項第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）と適用上の競合関係にあるが、都における他人の特定個人情報は、本号を適用する（①旧条例経緯措置）。

9 死者の個人番号（旧条例第16条第11号）

情報公開条例第 7 条第 9 号は、次のとおりである（以下「条例不開示情報第 3 号」という。）。

【条例不開示情報第 3 号】

番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの

本号は、前記 8 の特定個人情報には死者の情報は含まれないが、番号利用法及び旧特定個人情報保護条例において個人番号の取扱いについても厳格な制限を設けている趣旨に鑑み、

<sup>126</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／10 第9号関係(1)

情報公開条例施行通達／第7条第8号関係／第1 趣旨／1

なお、藤原監修Q&App99-100は、そもそも「請求者以外の者の特定個人情報について、一部開示の処理が可能であるか」について、例えば「個人番号を区分して削除することによって、従来の一般的な個人情報として取り扱うことが可能となるため…条例における取扱いと同様な一部開示を行うことも不可能ではないかと考えられる」としつつも、番号利用法制全体の視点から、「しかし、…非開示事項についてのみ、個人番号とその他の個人情報を区分して考えるということは、制度として統一的な視点を欠くことになりかねない」とした上で、一般的な非開示情報としての個人に関する情報として捉えてしまうと、「『法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報』等に該当する場合には、たとえ請求者以外の個人に関する」情報であっても、請求者に対し開示することになる（例えば、同居している家族の情報等）」と指摘する。そのため、「番号法が許容していない特定個人情報の提供に該当してしまうおそれがあるため、番号法で利用・提供について厳格な制限が設けられている特定個人情報に対する非開示事由として、東京都の個人情報保護条例第16条第2号と同様な規定を設けるのは適切ではない」として、請求者以外の者の「個人に関する情報」と同者の「特定個人情報」の取扱いは明確に区分する必要があるとしている(A28「2」「3」)。

<sup>127</sup> 藤原監修Q&Ap101は、「番号法は、第15条において『何人も、第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人(自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。…)に対し、個人番号の提供を求めてはならない。』と規定し、『自己と同一の世帯に属する者』を提供の求めの制限の対象から除外している」ため、「開示請求者の…情報の中に『開示請求者と同一の世帯に属する者』の特定個人情報が含まれている場合、当該特定個人情報は非開示とすべきかという疑問が生じる」とし、このため、「DVなどの特別な配慮が必要なケースも想定されること等から、たとえ同一の世帯に属する者の情報であっても、開示請求者に開示することにより、当該同一の世帯に属する者の利益を侵害する可能性があると考えられる」ことから、「当該情報の開示・非開示の判断については、慎重に行う必要がある」と指摘する(A28「※」)。

<sup>128</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／10 第9号関係(2)

<sup>129</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／10 第9号関係(3)

情報公開条例施行通達／第7条第8号関係／第1 趣旨／2

<sup>130</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／10 第9号関係(4)

情報公開条例施行通達／第7条第8号関係／第1 趣旨／3

死者の個人番号について、これを非開示とすることを定めたものである<sup>131</sup>。

本号は、その性質上、法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）と適用上の競合関係にあるが、都における他人の特定個人情報、本号を適用する（①旧条例経緯措置）。

#### 10 審議会の考え方<sup>132</sup>

令和4年8月8日開催第79回審議会は、本条例の整備にあたり、「情報公開条例の規定と整合を図る規定は、これまで個人情報保護条例との整合を図りながら運営してきた開示請求実務の経緯を踏まえると必要であるため、規定を設ける」方針を了承している。

なお、同審議会は、制度運用にあたり、「情報公開条例との整合を図る限りにおいて、現行の非開示情報を維持することは技術的に可能」等とした上で「一部、非開示の運用に疑義・懸念は残るが、今後の実務や答申等の蓄積に期待」する方針についても了承している。

#### 【参考】法及び条例に基づき不開示とする情報

不開示情報	法第78条各項各号	相当する旧条例第16条各号
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	第1項第1号	第8号、第10号ほか
開示請求者以外の個人に関する情報	第1項第2号	第2号
事業活動情報	第1項第3号	第3号、第7号
国の安全が害されるおそれ等情報	第1項第4号	—
公共の安全に支障を及ぼすおそれ等情報	第1項第5号	第4号
審議、検討又は協議に関する情報	第1項第6号	第5号
行政運営情報	第1項第7号	第6号
任意提供情報	第2項に基づき条例第5条で定めるもの	第7号
他人の特定個人情報		第9号
死者の個人番号		第11号

※旧条例第16条第1号は、行政機関情報公開法第5条各号に準ずるものではないため条例化していない

<sup>131</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／12 第11号関係

情報公開条例施行通達／第7条第9号関係／第1 趣旨

なお、藤原監修Q&App102-103は、「番号法第15条…は、必要に応じて親が自身の子の個人番号を把握する場合などのケースを主に想定」したとするが、「自己と同一の世帯に属する者以外の者を一括りに『他人』とし、…提供の求めを禁止していることにより、現実的にはする必要がある場合も想定される者（世帯を別としている夫婦や同居親族等）の個人番号も、制度上は提供を求めてはならないものと解さざるを得ない」とする。また、「死者である以上、自己と同一の世帯に属する者にはなり得ないのであるから、たとえ自分の親の個人番号であっても、…『他人』の個人番号に該当することとなる」「その結果、提供の求めが禁止される個人番号と考えられることから、…自分の特定個人情報の中に亡くなった親の個人番号が含まれている場合には、当該亡くなった親の個人番号について、非開示とせざるを得ないもの」とする(A28「5」)。

<sup>132</sup> 第79回審議会資料1『個人情報保護等制度の課題等について』中「非開示情報の基本的考え方」p4及び「考え方Ⅲ」p25（『不開示』又は『非開示』の用語の統一）も視野に検討することも了承）

都で最初の情報公開法制となる「東京都公文書の開示等に関する条例」（昭和59年東京都条例第109号）は「開示しないことができる文書」を定め、全部改正し平成11年に成立した現行の情報公開条例でも「開示できないという意味においては同じであるが、『非』の方が『不』よりは重い用法」との認識で「非開示」を維持した（東京都情報公開制度研究会『情報公開制度実務便覧』pp45-47、ぎょうせい）。

都の個人情報法制である旧条例は、平成2年の成立以来情報公開条例同様「非開示」を使用してきたが、法適用に際し、情報公開で「非開示」を続けたまま個人情報で「不開示」を使用することの混乱が想定された。最終的に、現行制度は「開示しないことができる」ではなく「開示しなければならない」仕組みであることを踏まえ、都民等にとって分かりやすい制度を構築し、制度運用の混乱を防止する観点等から、「不開示」に統一した。

## 第2 運用

1 開示請求に係る個人情報、法第78条第1項各号及び本条のいずれかに該当する場合は開示しないものであるが、開示の請求権を保障するという原則の中での例外的措置を認めるものであることから、開示しないことの正当性については、類型化された適用除外事項ということで画一的な判断を下すことなく、あくまでも個別的な、慎重な判断を行うものとする<sup>133</sup>。

(1) この点、ガイドラインにおいては、以下のとおり示されている。

- ・不開示情報は、国の情報公開法制における不開示情報の構成に準拠するものとして、不開示とすることで保護すべき利益に着目して同条第1項各号に典型的に定められており、ある保有個人情報を開示する場合には、同項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認しなければならない<sup>134</sup>
- ・令和3年改正法の施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用については、令和3年改正法の施行後においては、改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要がある<sup>135</sup>

(2) また、法律事務対応ガイドにおいては、以下のとおり示されている<sup>136</sup>。

- ・行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法（以下「情報公開法等」という。）に基づく開示・不開示の決定に係る先例が相当大量に蓄積
- ・法と情報公開法等の不開示情報は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）及び情報公開条例との整合性を確保するために不開示とすることがあるものとして条例で定めるもの（法第78条第2項）以外は、基本的に同様
- ・情報公開法等における先例も十分参考になり得る

(3) 以上を踏まえると、①旧条例経緯措置として、「情報公開法等における先例」及びこれらも参考に審議された情報公開条例第24条第1項に基づく東京都情報公開審査会の答申等も「相当大量に蓄積」され、「十分参考になり得る」との理解の下<sup>137</sup>、旧条例の各不開示情報（旧条例第16条第2号から第6号まで）の旧条例施行通達の趣旨も踏まえつつ、②法律範囲内措置として、「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）及び情報公開条例との整合性を確保するために不開示とすることがあるものとして条例で定めるもの（法第78条第2項）以外」の各不開示情報（法第78条第1項第2号から第7号まで）は、ガイドライン及び法律事務対応ガイドの趣旨に沿った対応を図ることとする。

ただし、「令和3年改正法の施行前」の旧条例第25条第1項により設置された東京都個人情報保護審査会による答申は「改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要がある」こと<sup>138</sup>、また、開示請求の対象となる「保有個人情報」は法第60条第1項の定義に基づくもの（「地方公共団体等行政文書」である情報公開条例第2条第2項に規定する「公文書」に記録された個人情報）であることを踏まえ<sup>139</sup>、③安定性確保措置として、もっぱら東京都情報公開審査会答申における情報公開条例上の公文書としての開示不開示については引き続き十分に蓄積答申を参照の上、判断を行うものとする。

<sup>133</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第2 運用

<sup>134</sup> ガイドラインp44

<sup>135</sup> ガイドラインp71

<sup>136</sup> 法律事務対応ガイドp202

<sup>137</sup> 『東京都個人情報保護審査会条例についての事務対応ガイド』等も参照のこと。

<sup>138</sup> 前掲註釈133)参照

<sup>139</sup> 第2条関係／第2 趣旨／3/ア(ウ)「都における法第2条第1号の『保有個人情報』は、『地方公共団体等行政文書』である『公文書』に記載されたものに限ることを踏まえて解釈及び運用する。」

2 第2号関係（開示請求者以外の個人に関する情報）

法第78条第1項第2号は、旧条例第16条第2号に相当する情報である（以下参照）。

【法第78条第1項不開示情報第2号】

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【参考】旧条例第16条第2号

開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (1) 本号は、開示請求者を本人とする保有個人情報の開示に関して、第三者の権利利益との競合が起こるような場合について規定したものである。

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することによって当該第三者の権利利益を害するおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示とすることを定めたものである<sup>140</sup>。

- (2) 「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる<sup>141</sup>。

- (3) 個人に関する情報であっても、特定個人情報及び個人番号のうち死亡した者に係るものについては、条例不開示情報第2号又は第3号で判断することとし、本号は適用しない<sup>142</sup>。

<sup>140</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(1)

<sup>141</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(2)

なお、情報公開条例施行通達／第7条第2号関係／第1 趣旨／3は、「『個人に関する情報』とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。」とする。

<sup>142</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(3)

情報公開条例施行通達／第7条第2号関係／第1 趣旨／4

- (4) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、法第78条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であるため、同号で判断することとし、本号の個人情報範囲から除外されているものと解される。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報、本号により、開示又は不開示の判断を行う<sup>143</sup>。
- (5) 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう<sup>144</sup>。
- (6) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう<sup>145</sup>。
- (7) 「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文及び未公表の著作物などのように、個人の人格と密接に関連する又は開示によって財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものなど、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう<sup>146</sup>。
- (8) ただし書のイは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報又は知ることが予定されている情報を、不開示とする情報から除外することを定めたものである<sup>147</sup>。
- ア 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、法令の規定や慣行により、開示請求者が容易に入手することができる状態におかれている情報をいう。
- イ 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定める規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定める規定が含まれる<sup>148</sup>。
- ウ 「慣行」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない<sup>149</sup>。

<sup>143</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(4)

情報公開条例施行通達／第7条第2号関係／第1 趣旨／5

<sup>144</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(5)

情報公開条例施行通達／第7条第2号関係／第1 趣旨／6

<sup>145</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(6)

情報公開条例施行通達／第7条第2号関係／第1 趣旨／7

<sup>146</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(7)

なお、情報公開条例施行通達／第7条第2号関係／第1 趣旨／8は、「『特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの』とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。」とする(未公表著作物が明示的などに注意)。

<sup>147</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(8)(以下ア号からエ号までも同じ)

情報公開条例施行通達／第2条第2号関係／第1 趣旨／9(ただし「公にされている情報」「公にすることが予定されている情報」である点に注意。以下同じ。)

<sup>148</sup> 法律事務対応ガイドp205(※1)にも同様の記載(情報公開条例施行通達にはない記載)

<sup>149</sup> 法律事務対応ガイドp205(※2)にも同様の記載(同上)

また、情報公開条例第7条第2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる<sup>150</sup>。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（配偶者や子の名前、年齢等）等が考えられる<sup>151</sup>。

エ 「知ることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている情報をいう。「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう<sup>152</sup>。

- (9) ただし書のロは、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を不開示とする情報から除外することを定めたものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる<sup>153</sup>。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活、財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である<sup>154</sup>。

- (10) ただし書のハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を、不開示とする情報から除外することを定めたものである<sup>155</sup>。

ア 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関若しくはその補助機関として、又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員及び職員が独立行政法人等として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。

イ 公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の規定により開示又は不開示の判断を行う。

エ 職務遂行に係る情報であっても、それが他の不開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非開示とされることとなる。

オ 国家公務員の情報は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）、「国の行政機関における幹部公務員の略歴の公表の在り方について（通知）」（平成19年5月22日総管情第63号総務省行政管理局長通知）も

<sup>150</sup> 法律事務対応ガイド及び情報公開条例施行通達にはない記載

<sup>151</sup> 同上

<sup>152</sup> 法律事務対応ガイドp206(※4)にも同様の記載(情報公開条例施行通達にはない記載)

<sup>153</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(9)

法律事務対応ガイド及び情報公開条例施行通達にはない記載。

<sup>154</sup> 同上。ちなみに、情報公開条例施行通達／第2条第2号関係／第1 趣旨／10は、「ただし書のロは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、開示することを定めたものである。」とする。

<sup>155</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／3 第2号関係(10)(以下ア号からエ号までは同じ)  
情報公開条例施行通達／第2条第2号関係／第1 趣旨／11((1)から(4)までは同じ)

参照し対応するものとする（いずれも法律事務対応ガイド「資料編」収録）<sup>156</sup>。

### 3 第3号関係（事業活動情報）

法第78条第1項第3号は、旧条例第16条第3号に相当する情報である（以下参照）。

#### 【法第78条第1項不開示情報第3号】

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

#### 【参考】旧条例第16条第3号

法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- (1) 本号は、本人に開示することにより、法人等<sup>157</sup>又は開示請求者以外の事業を営む個人について、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を含む。）等を不開示とする規定である<sup>158</sup>。
- (2) 本号は、法人等又は事業を営む個人が有する正当な権利利益は、たとえ開示請求者を本人とする保有個人情報であると認められる範囲のものであっても、開示することにより、害されるべきではないという趣旨である<sup>159</sup>。
- (3) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう<sup>160</sup>。

<sup>156</sup> 法律事務対応ガイドpp205-206参照（旧条例施行通達及び情報公開条例施行通達にはない記載）。

ただし、（国の）行政機関に限る記載である。一方、（地方も含めた）公務員等については、「公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。」等の記載がある（p206）。

<sup>157</sup> 「法人等」（法人その他の団体）及びこれに関する情報について、法律事務対応ガイドによれば、「法人その他の団体」とは、「株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている」とされ、これに関する情報とは、「法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報」とされる（pp207-208）。

なお、旧条例施行通達及び情報公開条例施行通達には特段このような例示はない。

<sup>158</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／4 第3号関係(1)

情報公開条例施行通達／第7条第3号関係／第1 趣旨／1

なお、旧条例第16条第3号及び情報公開条例第7条第3号はいずれも「事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる」情報を明示的に不開示情報とするが、法第78条第1項及び行政機関情報公開法第5条第2号はそのような文言はない。このため、「その他正当な利益を害するおそれがある」情報に含めて解釈することで、法律範囲内のものとして解釈する（所謂「正当利益侵害情報」として同視）。

<sup>159</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／4 第3号関係(2)

情報公開条例施行通達／第7条第3号関係／第1 趣旨／2

なお、法律事務対応ガイドにはこのような記載はない。

<sup>160</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／4 第3号関係(3)

(4) 本号のただし書は、第2号ただし書口と同様に、当該情報を不開示とすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである<sup>161</sup>。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる<sup>162</sup>。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る<sup>163</sup>。

(5) 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう<sup>164</sup>。

ア 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

イ 経営方針又は経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれると認められるもの

ウ その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報及び事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報

「地位が損なわれると認められる」とは、開示することにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。そして、開示することにより、当該法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容、性質を始めとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動

---

#### 情報公開条例施行通達／第7条第3号関係／第1 趣旨／3

なお、法律事務対応ガイドにはこのような記載はない。

<sup>161</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／4 第3号関係(4)

なお、法律事務対応ガイド及び情報公開条例施行通達にはない記載。

<sup>162</sup> 同上。なお、情報公開施行条例／第7条第3号関係／第1 趣旨／2(後段)は、「本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録された公文書は、本号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないという趣旨である。」とする。

<sup>163</sup> 同上。

<sup>164</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／4 第3号関係(5)(ただし本文アからウまで)

#### 情報公開条例施行通達／第7条関係第3号／第1 趣旨／4及び5

なお、「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」について、法律事務対応ガイドによれば、「当該法人等又は当該個人の権利」とは、「信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む」もの、また、「競争上の地位」とは、「人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す」とされ、「その他正当な利益」には、「ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位」が広く含まれるとされ、これらを「害するおそれ」が「あるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる」「この『おそれ』の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる」とされる(p208)

に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断するものである。

エ 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」は、旧条例にはなかった不開示規定である<sup>165</sup>。

(ア) 条例第5条では、法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして、情報公開条例第7条第7号の任意提供情報（旧条例第16条第7号に相当）を定めている（前記第1.7参照）。

このため、法第78条第1項第3号は、法人等の情報の性質に照らしてこの趣旨を満たすものを不開示とするものと解される。

(イ) なお、法律事務対応ガイドによれば、次のとおり留意する必要があるとされている<sup>166</sup>。

「行政機関等の要請」について、「法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる」とされている。

「受けて」について、「行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる」とされている。

「開示しない」について、「法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である」「また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる」とされている。

「法人等又は個人における通例」について、「法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない」とされている。

「開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること」について、「開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する」「開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない」とされている。

#### 4 第4号及び第5号関係（犯罪の予防・捜査等情報）

法第78条第1項第4号及び5号は、旧条例第16条第4号に相当する情報である（以下参照）。

##### 【法第78条第1項不開示情報第4号】

行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる

<sup>165</sup> 情報公開条例にも同様にない規定（情報公開法等には存在する規定。いわゆる「非公開約束情報」。）

なお、法人等情報における非公開約束情報は、平成23年4月22日閣議決定「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第60号）で安易な不開示の抑制等を理由として削除が提案されるも（同法案5条2号）、平成24年11月18日に審議未了・廃案。内閣官房HP（情報公開法改正準備室）新旧対照表（[https://www.cas.go.jp/jp/houan/johokokai/110422\\_taishou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/houan/johokokai/110422_taishou.pdf)）参照。

<sup>166</sup> 法律事務対応ガイドpp208-209

おそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

【法第78条第1項不開示情報第5号】

行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【参考】旧条例第16条第4号

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(1) 法第78条第1項第4号は、本人に開示することにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とする規定である。

なお、法律事務対応ガイドによれば、本号について、「独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がない」とされている<sup>167</sup>。

このため、都の機関等において本号を適用することはないが、これに相当する情報を不開示とする場合は、同条同項第7号イによることとなる（後記6参照）。

(2) 法第78条第1項第5号は、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると都の機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とする規定である<sup>168</sup>。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を主なものとする<sup>169</sup>。

<sup>167</sup> 法律事務対応ガイドp210。

なお、国家安全情報を規定する情報公開条例は見当たらない。

<sup>168</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／5 第4号関係(1)

情報公開条例施行通達／第7条第4号関係／第1 趣旨／1

なお、都においては、公安委員会及び警視總監を実施機関に加える条例改正（情報公開条例は平成12年7月、旧条例は平成16年12月）の際に盛り込まれたものである。

<sup>169</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／5 第4号関係(2)

情報公開条例施行通達／第7条第4号関係／第1 趣旨／2

なお、「公共安全と秩序の維持」について、法律事務対応ガイドは具体例に応じ説明する(pp211-212)。例えば、①「犯罪の予防」は「罪の発生を未然に防止すること」、②「鎮圧」は「犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させること」、③「捜査」は「捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全すること」であり、「犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある」とされる。

また、④「公訴の維持」に「検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す」、⑤「刑の執行」に「犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する」といった説明を用意する。

加えて、「その他の公共安全と秩序の維持」についても、⑥「刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

なお、法律事務対応ガイドによれば、本号について、「独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がない」とされている<sup>170</sup>。

このため、都の機関等のうち地方独立行政法人において本号を適用することはないが、これに相当する情報を不開示とする場合は、同条同項第7号ロによることとなる（後記6参照）<sup>171</sup>。

(3) 本号は、本人に開示することにより、犯罪の予防及び捜査活動等に支障を及ぼすおそれがある情報や、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を不開示とするものである<sup>172</sup>。

(4) 法第78条第1項第5号に該当する情報とは、例えば次のような情報をいう<sup>173</sup>。

ア 本人に開示することにより、犯罪の予防及び捜査等の手法、技術、体制等が明らかにされ、その結果これらの活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある情報

イ 本人に開示することにより、犯罪の被疑者、被害者、参考人、通報者等が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされることになるおそれがある情報

ウ 本人に開示することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報

(5) 「おそれがあると地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」<sup>174</sup>

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

---

律(昭和22年法律第54号)違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる」とした上で、⑦「開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる」、⑧「風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第78条第1項第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる」などといった解説がなされている。

いずれも旧条例施行通達及び情報公開条例施行通達には特段このような例示はない。

<sup>170</sup> 法律事務対応ガイドp211

<sup>171</sup> このため、「都の機関」であれば公安委員会及び(都道府県警察本部としての)警視庁の長たる警視総監はもとより、これ以外の機関であっても本号の適用があり得る。ただし、今後の他道府県及び市町村の審査会答申と比較をする際に注意すべき事項として、(特別区消防本部としての)東京消防庁(都内29市の消防事務受託)の長たる消防総監についても、都では同様に本号の適用があるところ、他市町村の消防本部長が行う不開示決定及び部分開示決定においては本号の適用がないため、同種事例の比較は困難となる。

<sup>172</sup> 旧条例施行通達/第16条関係/第1 趣旨/5 第4号関係(3)  
情報公開条例施行通達/第7条第4号関係/第1 趣旨/3

<sup>173</sup> 旧条例施行通達/第16条関係/第1 趣旨/5 第4号関係(4)  
情報公開条例施行通達/第7条第4号関係/第1 趣旨/4

<sup>174</sup> 旧条例施行通達/第16条関係/第1 趣旨/5 第4号関係(5)  
法律事務対応ガイド及び情報公開条例施行通達にはない記載。

このため、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての都の機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当であるため、このような規定としている。

5 第6号関係（審議、検討又は協議に関する情報）

法第78条第1項第6号は、旧条例第16条第5号に相当する情報である（以下参照）。

【法第78条第1項不開示情報第6号】

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【参考】旧条例第16条第5号

都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (1) 本号は、都の機関等並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものであり、行政（独立行政法人等を含む。以下同じ。）における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定めたものである<sup>175</sup>。
- (2) 行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の行政における内部情報<sup>176</sup>の中には、本人に開示することにより、外部からの干渉、圧力等により行政の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ<sup>177</sup>があるものがあり、これらの情報については、不開示とすることとしたものである<sup>178</sup>。
- (3) 法律事務対応ガイドによれば、「国の機関」は、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指すものとされる<sup>179</sup>。

なお、都議会については、以下の理由から少なくとも本条中「地方公共団体」に含まれるものとする。

・情報公開条例第7条5号及びこれと整合を図って整備された旧条例第16条第5号中「都の

<sup>175</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／6 第5号関係(1)及び(2)前段

情報公開条例施行通達／第7条第5号関係／第1 趣旨／1及び2前段

<sup>176</sup> 「審議等」に関する情報について、法律事務対応ガイドによれば、「国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す」とされる(p213註釈2)。

<sup>177</sup> 法律事務対応ガイドによれば、「尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す」とされる(p214註釈6)

<sup>178</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／6 第5号関係(2)後段

情報公開条例施行通達／第7条第5号関係／第1 趣旨／2後段

<sup>179</sup> 法律事務対応ガイドp213

機関」には、都議会も含まれること（情報公開条例施行通達及び旧条例施行通達）<sup>180</sup>

- ・法第2条第11項第2号の定義によれば「地方公共団体の機関」には議会を含まないとされているが<sup>181</sup>、法律事務対応ガイドによれば<sup>182</sup>、法第2章（国及び地方公共団体の責務等を定める規定）、法第3章（個人情報の保護に関する施策等を定める規定）のほか、他の機関に保有個人情報を提供できることを規定した法第69条第2項第3号中の「地方公共団体の機関」について、法律事務対応ガイドでは<sup>183</sup>、議会が含まれるとしていること
- ・「地方公共団体の機関」に関する定義や適用関係については法及び法律事務対応ガイド等で種々説明等があるが、これらは「地方公共団体」そのものに関する説明等ではないこと<sup>184</sup>

(4) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、以下のような場合をいう<sup>185</sup>。

ア 都の機関の内部

イ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部

ウ 都の機関の相互間（知事部局と行政委員会の相互間等）

エ 都の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間

オ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間

(5) 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を本人に開示することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう<sup>186</sup>。<sup>187</sup>

<sup>180</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／6 第5号関係(3)

情報公開条例施行通達／第7条第5号関係／第1 趣旨／3 「『都の機関』には、都議会も含まれる。」

<sup>181</sup> 法律事務対応ガイドp26「地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され(法第2条第11項第2号)、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが望ましい。」

<sup>182</sup> 法律事務対応ガイドpp26-27

<sup>183</sup> 法律事務対応ガイド等(ガイドラインを含む)上でなされる説明における意味。

<sup>184</sup> 法第2条第11項第2号の条文上「地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。)」とされるため、確かにその反対解釈として、法「第2章、第3章及び第69条第2項第3号の規定における地方公共団体の機関だけに、議会を含む」という解釈は成り立ち得る。しかし、これらは係る規律の適用(遵守)主体としての議会であり(責務を定める議会、施策を定める議会、利用目的以外の目的で提供する先としての議会(すなわち個人情報の提供を受ける議会))、都が保有する公文書(としての保有個人情報)に記載された、情報としての議会に当てはめるべき解釈と捉えるべきではない。

<sup>185</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／6 第5号関係(4)

情報公開条例施行通達／第7条第5号関係／第1 趣旨／4

<sup>186</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／6 第5号関係(5)

情報公開条例施行通達／第7条第5号関係／第1 趣旨／5

法律事務対応ガイドp213(※3)にも同様の記載。ただし「予想される支障が『不当』なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。」との説明が添えられている。

<sup>187</sup> このほか、法律事務対応ガイドでは「不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係」を明確に説明する(次のとおり)。「審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部

6 第7号関係（行政運営情報）

法第78条第1項第7号は、旧条例第16条第6号に相当する情報である（以下参照）。

【法第78条第1項不開示情報第7号】

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【参考】旧条例第16条第5号

都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ
- ロ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ
- ト 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

(1) 本号は、本人に開示することにより、都の機関等又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである<sup>188</sup>。

(2) 本号のイからトまでは、都の機関等又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の行う事務又は事業の内容及び性質に着目した上でグループ分けし、グループごとに、開示することにより生ずる典型的な支障を示したものである<sup>189</sup>。

の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。」「また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。」(p214(2))

<sup>188</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／7 第6号関係(1)

情報公開条例施行通達／第7条第6号関係／第1 趣旨／1

<sup>189</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／7 第6号関係(2)

情報公開条例施行通達／第7条第6号関係／第1 趣旨／2(ただしイからへまで)

- (3) 事務又は事業に関する情報であつて、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、イからトまでに限定されるものではない。本号の例示以外の事務又は事業についても、本人に開示することにより、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り不開示とされる<sup>190</sup>。
- (4) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ不開示とすることができることとする趣旨である<sup>191</sup>。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる<sup>192</sup>。
- (5) 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、本人に開示することにより、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものをいう。この場合、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない<sup>193</sup>。
- (6) イ「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」は、都の機関等が開示決定等をする場合において適用され得る。法律事務対応ガイドは、次の点に留意する必要があるとしている。
- ・「国の安全」について、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう」「具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない」とされている。
  - ・「害されるおそれ」について、「国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう」とされている。
  - ・「他国若しくは国際機関」について、「我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む」とされている。
  - ・「信頼関係が損なわれるおそれ」について、「他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう」「例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方向的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する」とされている。
  - ・「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」について、「他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、

<sup>190</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／7 第6号関係(3)  
情報公開条例施行通達／第7条第6号関係／第1 趣旨／3(ただしイからへまで)

<sup>191</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／7 第6号関係(4)  
情報公開条例施行通達／第7条第6号関係／第1 趣旨／4

<sup>192</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／7 第6号関係(4)

<sup>193</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／7 第6号関係(5)  
情報公開条例施行通達／第7条第6号関係／第1 趣旨／5

我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう」「例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する」とされている。

- ・「当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」について、「開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる」とされている。

(7) ロ「地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」は、都の機関等のうち地方独立行政法人が開示決定等をする場合において適用され得る（前記4（2）～（5）参考）。

(6) ハの「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。<sup>194</sup>

(7) ヘ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

実施機関が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等<sup>195</sup>を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。<sup>196</sup>

<sup>194</sup> このほか、法律事務対応ガイドでは、「監査」、「検査」、「取締り」、「租税の賦課若しくは徴収」について説明があるところ、特に「監査」については以下の解説（注釈6）がある（pp216-217）。

「同号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。」

<sup>195</sup> 法律事務対応ガイドp218にも同趣旨の記載

<sup>196</sup> このほか、法律事務対応ガイドでは、「契約」、「交渉」、「争訟」等の説明があるところ、これらに関し、「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」については、「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る」「例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる」との解説がある（p217注釈4）。

また、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」についても、「例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、(i)知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、(ii)試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害する

## 7 代理人による開示請求等に関する事項（利益相反情報等）

法第78条第1項第1号は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を規定しており、法律事務対応ガイドにおいて、次のとおり具体例が示されている<sup>197</sup>。

- ・例1) 患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報
- ・例2) 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報

旧条例においては、(1)任意代理人による開示請求の場合、かかる手続を創設しなかった旧条例上の処理として開示請求自体を却下、(2)開示請求を却下せず、旧条例第16条第6号に規定する行政運営情報に該当するとして非開示決定、(3)任意代理人による開示請求手続を創設しなかった旧条例に由来した同条第8号に規定する非開示情報等（法定代理人との利益相反情報、同一世帯に属する者の特定個人情報）に該当するとして非開示決定するなどして、上記等の事案に対処してきた<sup>198</sup>。

しかし、行個法等においても創設されていなかった国の行政機関及び独立行政法人等に対する任意代理人による開示請求手続が法令上創設されたことに合わせ、地方公共団体及び地方独立行政法人も同様の手続となった。

このため、法定代理人及び任意代理人による開示請求に由来した利益相反をはじめ権利侵害が疑われる事案については、開示請求受付後、本号及び同条同項第7号（行政運営情報）の適用を検討することとなる。

なお、旧条例第16条第8号及び第10号に相当する情報は、法第78条第1項第1号を適用することとなると考えられる（以下参照）。

### 【法第78条第1項不開示情報第1号】

開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

### 【参考】旧条例第16条第8号

未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報

イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が二人以上いる場合であって、法定代理人の一人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報

### 【参考】旧条例第16条第10号

開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報であって、開示請求者に開示することによって、当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがあるもの

おそれがあるものが含まれる場合が考えられる」との解説もある(p218⑤註釈)。

<sup>197</sup> 法律事務対応ガイドp204

<sup>198</sup> 施行令第22条第4項は「開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を…届け出なければならない。」と定め(旧行個法に係る政令も法定代理人について同趣旨)、法第185条第3号に規定される「偽りその他不正の手段により、…開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者」に罰則が設けられているが、最大10万円以下の過料であり(旧行個法も同量定。旧条例第38条では5万円以下)、不正取得した個人情報でそれ以上の利益を得る者には有効な手立てとは言えず、法定代理人資格を直前まで有していた者に資格喪失事実を自主申告させるルールの実効性には疑問符が付く(また、都道府県は住民基本台帳や戸籍等を有しておらず、行政調査にもおのずと限界がある)。そのため、都ではこれまで、法定代理人であると書類等で主張する者であっても、(現に法的に資格が喪失されているかに関わらず)旧条例第16条第8号に該当する場合は、非開示決定をすることで対処してきた(既に法定代理人ではなく、任意代理人に過ぎない請求になっていたとしても対処できた)。

- (1) 旧条例第16条第8号は、未成年者又は成年被後見人の権利利益を保護するため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、未成年者又は成年被後見人本人と法定代理人との利益が相反する場合、又は当該法定代理人に開示することが他の法定代理人の利益に反する場合に非開示とすることを定めたものである<sup>199</sup>。

これにより非開示とされる情報は、法第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合に該当するため、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合は、法第78条第1項第1号の不開示情報に相当するものと考えられる。

- (2) 未成年者又は成年被後見人本人と法定代理人との利益が相反する場合とは、例えば
- ア 法定代理人による虐待を受けた子供の心情等を記録した文書等
  - イ 法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける、当該権利侵害に係る子供の個人情報記録された文書等
  - ウ 満15歳以上の未成年者が開示について同意していない当該未成年者の個人情報記録された文書等
- などについての開示請求で、利益が相反しないと認められる特段の事由がないときである<sup>200</sup>。
- (3) 当該法定代理人に開示することが他の法定代理人の利益に反する場合とは、例えば、一方の親権者が他方の親権者には内密に、相談機関に対して子供に関する相談を行っている場合において、当該相談事実に関する他方の親権者からの探索的な開示請求など、開示することにより法定代理人の間に紛争が生じるような事態が想定されるときである<sup>201</sup>。

- (4) 旧条例第16条第10号は、自己と同一の世帯に属する者の特定個人情報について、番号利用法で提供の求めが禁止されていないことから、開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報については、開示請求者に開示することにより当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがある場合に限り、非開示とすることを定めたものであるが<sup>202</sup>、これにより非開示とされる情報は、法第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合に該当するため、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合は、法第78条第1項第1号の不開示情報に相当するものと考えられる。

なお、特定個人情報の開示等は、法律事務対応ガイドによれば「法に基づいて本人の特定個人情報の開示請求が行われた場合、番号法第2条第6項の本人（個人番号によって識別される特定の個人本人）がその開示を求めているのであるから、法第78条第1項に定められた不開示情報に該当する部分を除いて、開示することとなる」とされているため<sup>203</sup>、これによる。

- (5) 満15歳以上の未成年者の法定代理人及び任意代理人<sup>204</sup>による開示請求がなされた場合にあっては、必要に応じて次のような取扱いを行う。

<sup>199</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／9 第8号関係(1)

<sup>200</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／9 第8号関係(2)

<sup>201</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／9 第8号関係(3)

<sup>202</sup> 旧条例施行通達／第16条関係／第1 趣旨／11 第10号関係

<sup>203</sup> 事務対応ガイドp202

<sup>204</sup> 友岡史仁編著『情報公開・個人情報保護：自治体審査実務編』（2022信山社）によれば、「『任意代理人との利益相反情報』というものは通常観念されない」が、「実際の関係性としては、開示請求者本人が委任行為を十分に理解しないままに任意代理人を選任しているとか、任意代理人とされている者が開示請求者に対して圧力をかけることにより委任行為を強要している、などが疑われる場合というのは往々にしてあり得る」（p45村上宏祐稿）。このため、未成年者である本人が満15歳以上であるならば、当該本人による同意を前提として事務処理を進めることに問題は少ないように思われる。満15歳未満の場合、当該本人に対して事物の良し悪しの確認を迫り、それを前提として事務処理を進めることに問題がないとは言いがたく、同意の有無等によらず、全方位的な視点でその代理人との間での利益状況を俯瞰し、必要な措置を講ずることが肝要である。

ア 法第78条第1項第1号（旧条例第16条第8号イに相当する情報）の規定に該当するかどうかの判断に当たり、原則として当該未成年者に対し、確認書の提出を求めることができるものとする。

イ 当該未成年者の同意がない場合は、原則として本人の利益に反するものとして不開示とする旧制度の運用経緯を踏まえ、法第78条第1項第1号の規定による不開示決定を検討するものとする。

当該未成年者の同意がない場合で、かつ、当該未成年者の情報を法定代理人又は任意代理人に開示することによって、本人の生命、健康、生活又は財産その他の権利利益に重大な支障が生じるおそれがあると都の機関等が判断することに相当な理由がある場合は、未成年者と法定代理人又は任意代理人との利益が相反することが明確な場合として、法第78条第1項第1号の規定による不開示決定（却下相当）を行うものとする。

ウ 次の場合は、それぞれの定めるところによる。

（ア）未成年者の情報を法定代理人又は任意代理人に開示することによって、本人の生命、健康、生活又は財産その他の権利利益に重大な支障が生じるおそれがあると都の機関等が判断することに相当な理由がある場合は、本人が開示に同意している場合であっても、不開示とするものとする。

（イ）未成年者の真意によるものであるかが疑わしい場合は、真意によるものであるか否かの確認に努めるものとし、その後、なお確認が得られない場合は、本人の同意があるものとして開示又は不開示の判断を行う。

（ウ）未成年者が所在不明等によりその意思を確認することが難しい場合は、不開示とする。

【参考】法及び条例に基づき不開示とする情報の適用関係

不開示情報(法第78号各号・条例5号)	関連する条例事項とその検討方針
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報【法第1号】	・ 条例第4条の開示請求書の任意記載事項も踏まえ適用
開示請求者以外の個人に関する情報【法第2号】	・ 「他人の特定個人情報」、「死者の個人番号」の場合は、条例第5条②・③を適用
事業活動情報【法第3号】	・ 法第3号ロ「行政機関等の要請」が「都の機関等」でない限り、条例第5号①を適用
国の安全が害されるおそれ等情報【法第4号】	・ 都の機関等は適用なし（第1項第7号イに相当）
公共の安全に支障を及ぼすおそれ等情報【法第5号】	・ 地独法は適用なし（法第7号ロに相当） ・ 都道府県公安委員会及び都道府県警察本部以外の都道府県の機関が開示決定等をしない限り、条例第5条①を適用
審議、検討又は協議に関する情報【法第6号】	・ 「国の機関」に国会を含む趣旨を踏まえて対応 ・ 都の機関等の内部又は相互間でない限り、条例第5条①を適用
行政運営情報【法第7号】	・ 都の機関は第1項第7号ロの適用なし ・ 都の機関等が行う事務又は事業でない限り、条例第5条①を適用
任意提供情報【条例第5号①】	（法第3号、第5号から第7号に該当しない場合）
他人の特定個人情報【条例第5号②】	（法第2号は適用しない）
死者の個人番号【条例第5号③】	

## 第6条関係（開示請求に係る手数料）

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零円とする。

2 前項の規定にかかわらず、都の機関が法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、情報公開条例第17条第1項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「実施機関（都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条及び第20条第1項において同じ。）」とあるのは「都の機関」と、「前条第1項」とあるのは「法第87条第1項」と、「公文書」とあるのは「保有個人情報」と、「別表」とあるのは「情報公開条例別表」と、同条第四項中「前項に規定する場合のほか、知事」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

### 第1 趣旨

1 第1項は、都の機関（都が設立した地方独立行政法人は対象外であることに留意する必要がある。後述。）に対して行なわれた保有個人情報の開示請求について、開示請求者が納めなければならない手数料を徴収しないことを定めたものである<sup>205</sup>。

2 第2項は、都の機関が行う保有個人情報の開示について、写しの交付の方法により行う場合に要する事務の対価を開示手数料として徴収すること、その方法は情報公開条例の規定を準用することその他必要となる事項を定めたものである<sup>206</sup>。

本条中「情報公開条例第17条第1項及び第4項の規定」とは、以下の各規定である。

- ・「実施機関（都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条及び第20条第1項において同じ。）が前条第1項の規定により公文書の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。」（同条第1項）
- ・「前項に規定する場合のほか、知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。」（同条第4項）  
このため、読み替え後の上記各規定は、以下のとおりである。
- ・「都の機関が法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、情報公開条例別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。」（旧条例第22条第1項に相当）
- ・「知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。」（旧条例第22条第4項に相当）

(1) 情報公開条例第17条第1項の規定は、旧条例第22条第1項に相当する規定であり、保有個人情報の開示を写しの交付により行う場合の徴収すべき開示手数料について、情報公開条例別表の金額等を準用するものである（情報公開条例施行通達及び旧条例施行通達）<sup>207</sup>。

<sup>205</sup> 情報公開条例第5条に基づき行われた開示請求についても、その（請求の）手数料は無償である。

なお、GDPR第12条第5項前段は「第13条及び第14条に基づいて提供される情報並びに第15条（データ主体によるアクセスの権利）から第22条及び第34条に基づく連絡及びこれらに基づいて行われる行為は、無償で提供される。」と定める（括弧は筆者注釈）。

<sup>206</sup> 平成29年に、東京都情報公開・個人情報保護審議会での「情報公開の新たな取組」の答申を受けて、情報公開を推進し、都政の透明性をより一層高めるため、閲覧手数料を廃止（無料化）するとともに、写しを交付する際の手数料も減額を図った（具体的には、紙媒体（単色刷り）を1枚20円から10円に、電磁的記録媒体（CD・DVD）を1枚400円から100円に引き下げた）。

なお、GDPR第15条第3項は「管理者は、取扱中の個人データの複製物（a copy）を提供する。データ主体から求められた追加的な複製物の提供に関し、管理者は、業務運営費用に基づいて、合理的な手数料を課金できる。データ主体が電子的な手段によって要求するときは、データ主体から別的手段によることが求められている場合を除き、その情報は、一般的に用いられる電子的な手段によって提供される。」と定める。

<sup>207</sup> 旧条例施行通達／第22条関係／第1 趣旨（情報公開条例施行通達／第17条関係／第1 趣旨）

ア 旧条例は「複製した光ディスク（日本産業規格X06060及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に関する規定が、同条例別表中の「公文書の種類」としての「電磁的記録」中に設けられていた。

これに対し、情報公開条例別表は「電磁的記録」及び「文書、図画及び写真」中に「スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を複製した光ディスク」の規定を位置付けているなどの法制上の差異があった。

こうした差異は、情報公開条例別表を準用することで基本的に解消されることとなる。

イ 開示方法を規定した情報公開条例第16条第2項（「公文書の開示」の支障等）及び旧条例第15条第3項（「保有個人情報記録された公文書を直接開示すること」の支障等）の両規定や、公文書の写しの作成方法として①「乾式複写機」による複製又は②「スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク」への複製の方法を規定した情報公開事務取扱要綱（平成11年12月27日11政都情第389号）及び上記②に相当する手続が規定されていない開示等要綱（いずれの要綱も第3.6（3）ア（ア））の両規定など、「保有個人情報の開示請求時と同様、開示時においても、厳格に行わなければならない」（旧条例施行通達第15条関係）ことを前提とした制度の趣旨は、今後も尊重されるべきである。

ウ このため、③安定性確保措置としての情報公開条例に基づく公文書の取扱いに関する制度上の整合性は、可能な限り図った上で（上記ア及びイ関連）、①旧条例経緯措置としての保有個人情報の取扱いに関する厳格性は、各機関等の安全管理体制において運用上維持する趣旨は尊重されるどころ、②法律範囲内措置として、開示請求者から交付媒体について具体的な求めがあった場合は、法の規定に従って対応することとなる（上記ウ関連）。

なお、「スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を複製した光ディスク」等により保有個人情報の写しを交付する場合は、法第89条第3項の趣旨に基づき、「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」ことから、請求保有個人情報（開示請求により特定された一連のデータ）を単位とすることが基本となるが、請求された個人情報が大量である又はこれが記録された公文書の管理状況等からこれにより難しい場合は、対象保有個人情報を単位として写しを交付することも可能である<sup>208</sup>。

（2）情報公開条例第17条第4項の規定は、旧条例第22条第4項に相当する規定であり、以下の者から申請があったときに開示手数料を減額又は免除する趣旨である（情報公開条例施行通達及び旧条例施行通達）<sup>209</sup>。

- ①生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の規定による同法の保護を現に受けている者
- ②生活保護法第6条第2項の規定による同法の保護を必要とする状態にある者で、現にその保護を受けていない者
- ③災害等不時の事故によって生計困難になった者
- ④その他知事において特別の理由があると認める者

3 既納の手数料について、法において何ら規定はされていない。

（1）旧制度においては、旧条例第22条第3項により、「既納の開示手数料は、還付しない。ただし、知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。」と定めていた。これについて旧条例施行通達は「既納の開示

<sup>208</sup> ただし、個人情報保護委員会が法第165条に基づき行う法の施行の状況の公表における開示決定等の件数は、（行政文書単位である）対象保有個人情報単位で行うこととされている点に注意。

<sup>209</sup> 旧条例施行通達／第22条関係／第1 趣旨／4  
情報公開条例施行通達／第17条関係／第1 趣旨／5

手数料は原則として還付しない」ことを定めたものとしていた（第22条関係）<sup>210</sup>。

（2）新制度において、法律事務対応ガイドは、以下のとおり示している<sup>211</sup>。

- ・「開示請求をする者は手数料を納めなければならないことから（法第89条）、正当な手続により納付された手数料については、…過納の場合を除いて返還しない」
- ・「開示請求を受け付けた後に請求の取下げがあった場合であっても、既納の手数料は返還することを要しない」

（3）これらを踏まえ、旧条例第3項中「特別の理由」は、法律事務対応ガイドが示す「正当な手続」でない場合や過納の場合を含むものとして、この趣旨に沿って対応することとなる。

4 都が設立した地方独立行政法人は、「都の機関」に該当しないことから本条は適用されないため、法第89条第7項から第9項までに基づき、実費の範囲内で本条の額を参酌し、自ら規則等を定め、その額及び手続を一般の閲覧の用に供し、開示手数料を徴収することとなる。

5 審議会の考え方<sup>212</sup>

令和4年8月8日開催第79回護審議会は、本条例の整備にあたり、「都では「開示請求」の手数料を徴収していないため、引き続き無償とすることを定める」「開示の実施」の手数料については、条例で定める必要があるとはされていないが、都では閲覧を無料とし、写しの交付を実費相当額に減額したため、これを定める」方針を了承している。

---

<sup>210</sup> 旧条例施行通達／第22条関係／第1 趣旨／3

情報公開条例施行通達／第17条関係／第1 趣旨／6

<sup>211</sup> 法律事務対応ガイドp259

<sup>212</sup> 第79回審議会資料1『個人情報保護等制度の課題等について』中「考え方Ⅳ」p26

## 第7条関係（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 前項に規定する手数料の額と同一の額
- 二 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

### 第1 趣旨

- 1 本条は、都の機関（都の機関が設立した地方独立行政法人は本条の対象外であることに留意<sup>213</sup>。）に行なわれた行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案<sup>214</sup>について、**①**当該提案が審査の基準<sup>215</sup>に適合することが提案者に通知され、**②**通知を受けた者が当該情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合に所定の手数料を納付する際の額<sup>216</sup>を定めたものであり、**③**当該手数料の納付後に当該契約が締結されることとなる<sup>217</sup>。
- 2 法第114条第1項に基づく審査（個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者により提案された事業内容に対するもの。）の結果、その基準に適合すると認めるときに通知される手数料の額（**①**）は、通知後に行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結したい者が納付する額（**②**）、納付後に当該契約を締結する際の契約書に記載する額（**③**）と同じであり（**①＝②＝③**）、法律事務対応ガイドでは、「審査結果の通知前にはあらかじめ手数料等の額を積算しておく必要がある」とする<sup>218</sup>。

<sup>213</sup> 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第3章(業務の運営)第1節(業務)は、第21条(業務の範囲)、第22条(業務方法書)、第23条(料金)及び第24条の4条で構成される。地方独立行政法人は、**①**試験研究等、**②**大学管理等、**③**主として事業経費を当該事業の経営収入をもって充てる事業(病院事業その他)等その他これらの業務に附帯する業務のうち、定款に定める業務を行うが(同法第21条)、その業務の開始にあたっては、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない(同法第22条)。

なお、同法23条第1項は、「地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。」、同条第2項は、「設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。」と規定する。

<sup>214</sup> 法律Q&Aによれば、「法第115条の規定に基づき、法第114条第2項の規定による通知を受けた者が、行政機関の長等との間で締結する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約は私法上の契約である」とされる(6-1-1)。このため、同契約が当事者双方の意思の合致により行われるものであるならば、事業者からの「提案」は、事業者の意思表示である。

<sup>215</sup> 前掲213)により、「審査の規準」は、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口で定義される「審査基準」(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準)ではなく、不特定多数の提案者を相手方とした行政機関等の意思表示であると考えられる(提案手続を除き、一定条件に該当する複数の提案者に対して共通した作為を求める行為ではないものと思われる)。

<sup>216</sup> 法令上「行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額」と表現されるため、加工後に支払う額と誤解されがちであるが、実際には加工するにあたって契約を締結する事業者があらかじめ納付する額である。法律事務対応ガイドpp521<標準様式第3-3>(代金支払条項は契約本体にない)等参照。

<sup>217</sup> このため、既に納付された額以上に実費がかかったとしても追納等はできない。

<sup>218</sup> 法律事務対応ガイドp333参照。

3 第1項は、「法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額」を定めたものである。同条同項は、「第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者」の納付額であり、法第115条は「前条第2項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる」と定める。

このため、通知を受けた法第114条第2項の提案者の提案（「前項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認める」提案）は、同条第1項各号に掲げる基準（以下のとおり：法律事務対応ガイド<標準様式第3-1><sup>219</sup>抄）に適合するものとなる。

- (1) 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない
- (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、…1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下<sup>220</sup>
- (3) 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するもの
- (4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するもの
- (5) 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間
- (6) 利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なもの
- (7) 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさない

4 第2項は、「法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額」を定めたものである。同条同項は、「前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者」が納付する額であり、法第118条第2項は以下のとおり定める。

「第112条第2項及び第3項並びに第113条から第115条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、…第114条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。」

このため、通知を受けた法第114条第2項の規定を準用した提案者の提案（「前項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が前項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準のいずれにも適合すると認める…提案」）は、既に作成済の行政機関等匿名加工情報の利用に関するものであることから、上記(2)及び(3)を除いた、(1)及び(4)から(7)までに適合するものとなる。

#### 5 審議会の考え方<sup>221</sup>

令和4年8月8日開催第79回護審議会は、本条例の整備にあたり、「行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定める規定は、条例で定める必要があるとされている」ことを前提に、「都ではこれまで同情報の利用に係る規定を設けていないこと等を踏まえ、国の行政機関等の手数料と同額とする（標準政令手数料）」方針を了承している。

<sup>219</sup> 法律事務対応ガイドp515

<sup>220</sup> このため、提案募集開始直前には、提案を受け付ける個人情報ファイルがそもそも1000件を下回っていないかどうか等を再精査する必要がある（提案を受け付けた個人情報ファイルが提案時点で要件を満たしていないような事態を避ける必要がある）。

<sup>221</sup> 第79回審議会資料1『個人情報保護等制度の課題等について』中「考え方Ⅷ」p31

(1) 旧制度及び条例第6条に基づく開示請求等の手数料は、地方自治法各条に次のとおり規定されている（以下括弧内は同法）。

- ・「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」（第227条）
- ・「手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」（第228条第1項前段）

このため、行政機関等匿名加工情報は、「第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者」<sup>222</sup>又は「前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者」<sup>223</sup>のためにするものであることから、その事項を本条で定める必要はある。

また、「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。」（第228条第1項後段）とされており、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）等がある。

なお、標準事務の手数料は、大部分のものが同政令で定められているが、このほか、個別法令に基づき定められている例もあるとされる（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、旅券法（昭和26年法律第267号）、土地収用法（昭和26年法律第219号）等。『法制執務詳解』p165）。

(2) 新制度は、個人情報の取扱いに関する全国的な共通ルールを設定するものであるが、立法担当者一問一答において、Q44「国が策定した共通ルールを地方公共団体等に適用する今回の改正は、地方分権の流れに逆行するものではないでしょうか。」に以下回答している。

- ・『今回の改正は、個人情報の保護とデータ利活用の適正なバランスを図るため、個人情報の取扱いに関する全国的な共通ルールを設定するもの』
- ・『このような全国的な共通ルールを定めることは、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」（地方自治法…第1条の2第2項）として、地方自治法上の国と地方の役割分担から、国が担うべき役割であると考えられ』るため『地方分権の流れに逆行するものではない』

このため、全国的な共通ルールである法に基づく行政機関等匿名加工情報の利用についても、地方自治法第1条の2第2項に規定する「全国的に統一して定めることが望ましい」、「地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に相当すると解される。

(3) これらを踏まえ、法の施行に関し必要な事項である本条に基づき、都における行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額は、「全国的に統一して定めることが特に必要と認められるもの」であるかは格別、次の事項も考慮して、法第119条各号（第1項及び第2項が行政機関の長、第3項及び第4項が地方公共団体の機関、第5項から第7項までが独立行政法人等、第8項から第10項までが地方独立行政法人とそれぞれ契約する者が納める手数料の規定）の例により、標準政令手数料に相当する手数料であると解し、これと同額の手数料を条例で定めたものである。

- ・法第119条第3項は「政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料」と規定
- ・施行令第31条第3項は「法第119条第3項の政令で定める額は、第1項に定める額とする」と定め、その金額を同条第1項に規定される国の行政機関に納付する額と同額を規定

<sup>222</sup> 業者Aの提案に沿って行政機関等匿名加工情報αを作成し、利用するとき

<sup>223</sup> 別の業者Bが作成済の行政機関等匿名加工情報αを利用するとき等

- ・ 少なくとも「すでに作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結していない者が当該行政機関等匿名加工情報の利用を希望する場合」の手数料は、「新たに行政機関等匿名加工情報の作成が必要になるわけではないが、ただ乗りとならないように、当該行政機関等匿名加工情報に関する契約を最初に行った者の手数料額と同一とされている」こと等（宇賀克也『2021年改正対応 自治体のための解説個人情報保護制度 改訂版：個人情報保護法から各分野の特別法まで』p51、第一法規2023改訂版）、およそ地方自治法第227条で想定されるような一般的な手数料とは性質が異なること
- ・ 少なくとも（国の）独立行政法人等においては、「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する…手数料」「の額は、実費を勘案し、かつ、行政機関個人情報保護法…の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。」とされていたものが（旧「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」第44条の13第1項及び第2項）、「独立行政法人等における手数料設定の自由度の向上（第119条第5項及び第6項）」（立法担当者一問一答QA40）といった改善策として、令和4年4月1日より「行政機関等匿名加工情報の利用に関する…利用料」「の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。」とされるなど、契約（事務）の手数料が（利用）契約の利用料に改められたこと等

## 第8条関係（審議会への諮問）

第8条 都の機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第39条第1項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、都の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

### 第1 趣旨

- 1 審議会は、情報公開条例第39条第1項により設置される知事の附属機関である<sup>224</sup>。
- 2 本条中「法第3章第3節の施策」とは、「地方公共団体の施策」であり、具体的には、地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護（法第12条）、区域内の事業者等への支援（法第13条）、苦情の処理のあっせん等（法第14条）である。

- 3 本条中「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、法律Q&Aによれば、単に諮問をする必要があるというだけでなく、具体的には以下の場合が想定されている（A7-1-1）。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則（※）を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

※「法令やガイドライン、法律事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合」が想定されている（A7-1-2）。

なお、法律Q&Aによれば、「目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められ」ないとされている（A7-1-1）。

- 4 本条中「諮問」は、上記2及び3の趣旨を踏まえ審議会に対して行う手続である。

なお、審議会が自発的に行う「調査、審議又は意見陳述」は妨げられないとされている。

- (1) 旧制度下での審議会は、個人情報保護に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は制度運営について実施機関に意見を述べる役割を担う知事の附属機関である。

具体的には、①本人からの収集の原則の例外、②目的外利用・目的外提供、外部提供、本人に開示しない事項等の改善など③制度運営上の重要事項についての審議及び制度の在り方についての建議を所掌するほか、東京都情報公開・個人情報保護審議会規則（平成11年東京都規則第232号。以下「審議会規則」という。）に基づき、実施機関が④保有個人情報を取り

<sup>224</sup> 旧条例施行通達／第26条関係／第1 趣旨／1

扱う事務を開始する場合、**⑤**事業者に対して個人情報保護法又は本条例に基づく勧告等を行う場合など、重要な制度運営について意見を述べることができるものである<sup>225</sup>。

また、**⑥**特定個人情報保護条例第23条に規定する特定個人情報保護評価に係る評価書に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いに関して、実施機関の諮問を受けて審議するほか、実施機関が特定個人情報を取り扱う事務を開始する場合に意見を述べることができるものである<sup>226</sup>。

(2) 新制度下での審議会について、最終報告では、以下のとおり指摘されている<sup>227</sup>。

- ・法制化後は、法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少する
- ・条例で、審議会等の役割として、個人情報保護制度の運用についての調査審議やその在り方についての意見具申の役割を規定している例も多く見られるが、このような役割は今後も求められる。

また、法律Q&Aによれば、「特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられ」ないとしている（A7-1-1）。

なお、「審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではないが、「地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない」（A7-1-3）。

(3) これらを踏まえ、法の施行に関し必要な事項である本条の趣旨に基づき、都における審議会に対する諸手続について、次のとおり運用する。

ア まず、**①**本人からの収集の原則の例外による取得等は、法に定めがない。また、**⑤**事業者に対する勧告等は、「法は、地方公共団体に対して個人情報を取り扱う事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対して強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはでき」ないとされている（法律Q&A7-2-2）。

このため、これら事項に関連する審議会に対する手続は採ることができない（③法律範囲内措置）。

イ 次に、**②**目的外利用・目的外提供、外部提供は、従前も審議会に対する事前の諮問を必須とはしてこなかった事項であり（①旧条例経過措置）、また、令和3年改正法の趣旨である円滑なデータ流通に関する事項である（③法律範囲内措置）。

このため、この事項に関連する審議会に対する手続は、法第128条の規定による都の内部管理のために都知事が行う他の都の機関に対する事実確認等（法律Q&A7-2-1）の仕組みとして、法の施行に関し必要な事項である本条に基づく諮問事項とはなり得ないことの確認及びこれに付随する苦情処理の端緒とするため、旧実施機関である都の機関等は、

<sup>225</sup> 旧条例施行通達／第26条関係／第1 趣旨／2

<sup>226</sup> 同上

<sup>227</sup> 最終報告p40

その趣旨から引き続き、審議会の事務局を担う情報公開課に対し報告するものとする。

ウ なお、③制度運営上の重要事項の審議及び制度の在り方は、本条第1号又は第2号に掲げる場合その他の法第3章第3節の施策を講ずる場合に該当する場合に限り諮問する。

また、④保有個人情報を取り扱う事務を開始する手続は、条例第3条に基づく登録簿として、原則、審議会に対しその旨の情報を提供する（①旧条例経過措置、③法律範囲内措置）。

エ ちなみに、⑥特定個人情報保護評価に係る諮問は従前どおり諮問する（①旧条例経過措置、③法律範囲内措置）。

## 第2 運用

- 1 審議会の組織及び運営については、審議会規則の定めによる<sup>228</sup>。
- 2 法第81条に基づき存否応答拒否をする必要がある個人情報については、当該保有個人情報が実際には存在しない場合であっても不存在決定をするのではなく存否応答拒否をするものであるが<sup>229</sup>、これは開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある<sup>230</sup>。  
そこで、都の機関等が本条第3号に掲げる「都の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則」等を定め得ることも見据え、存否応答拒否の適用に当たっては、東京都個人情報事務取扱要綱（平成17年3月31日16生広情報第708号）に基づき、審議会の事務局を担う情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、審議会へ事後報告をすることとする<sup>231</sup>（◎安定性確保措置）。
- 3 旧条例第32条に基づく知事による個人情報保護制度の運用状況の取りまとめ及び公表の手続に関する規定は、個人情報保護制度の運用状況の公表に関する知事の責務を定めたものであり<sup>232</sup>、同条は、都の個人情報保護制度の運用状況を都民に明らかにして透明性を高めることによって、個人情報保護制度の適正な運用を確保するものである<sup>233</sup>とされる（旧条例施行通達第32条関係）。また、この手続は、情報公開条例第42条に基づく知事による公文書の開示等についての実施状況の取りまとめ及び公表の手続と併せて執り行われている。  
情報公開条例第42条の規定は、情報公開条例の運用状況の公表に関する知事の責務を定めたものであり<sup>234</sup>、同条は、情報公開制度の実施状況を把握して今後の適正な運用を図るとともに、都民にこれを周知して都民の適正な利用及び情報公開制度の発展を推進する趣旨である<sup>235</sup>とされる（情報公開条例施行通達第42条関係）。  
この点、東京都における法第129条の「審議会その他の合議制の機関」が、本条により定める「情報公開条例第39条第1項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会」であることから、都の機関等が本条第3号に掲げる「都の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則」等を定め得ることも見据え、同手続は、引き続き、知事が、毎年1回、各都の機関等における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、インターネットを利用する方法等

<sup>228</sup> 旧条例施行通達／第26条関係／第2 運用

<sup>229</sup> 旧条例施行通達／第17条の3関係／第2 運用／2

<sup>230</sup> 旧条例施行通達／第17条の3関係／第2 運用／3

<sup>231</sup> 同上

<sup>232</sup> 旧条例施行通達／第32条関係／第1 趣旨／1

<sup>233</sup> 旧条例施行通達／第32条関係／第1 趣旨／2

<sup>234</sup> 情報公開条例施行通達／第42条関係／第1 趣旨／1

<sup>235</sup> 情報公開条例施行通達／第42条関係／第1 趣旨／2

によって公表するものとし<sup>236</sup>、その内容を、審議会の事務局を担う情報公開課において審議会に対して報告するものとする。その際の公表及び報告する事項としては、保有個人情報を取り扱う事務の登録件数、収集、目的外利用・目的外提供の状況、保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求件数、請求に対する開示・非開示件数<sup>237</sup>、請求に対する訂正・非訂正件数<sup>238</sup>、審査請求件数及びその処理状況、苦情の処理の状況などとする<sup>239</sup>（㉔旧条例経緯措置）。

なお、法第165条の規定に基づき、個人情報保護委員会は、各行政機関の長等対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができるとされ（同条第1項）、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする（同条第2項）、知事を取りまとめた都の機関等における個人情報保護制度の運用状況の内容も参考にしながら、都の機関等は、個人情報保護委員会から求められた事項に応じて<sup>240</sup>、適切に報告する（㉕法律範囲内措置）。

【参考】 審議会・事務局に対する諮問・報告等

事項	旧制度下の必須手続〔根拠〕	法施行後
・旧施行通達で諮問等が可能とされた事項		
①本人からの収集原則の例外	・審議会事務局への「報告」 〔東京都個人情報取扱事務要綱〕	—
②目的外利用・目的外提供等		○存置
③制度運営上の重要事項、 制度の在り方	・審議会への「諮問」 〔旧条例〕	○存置 (条例第8条に限る)
④保有個人情報取扱事務開始	・審議会への「意見聴取」 〔審議会規則〕	△「情報提供」に変更 (条例第3条に係る)
⑤事業者に対する勧告等		—
⑥特定個人情報保護評価	・審議会への諮問 〔情報公開条例〕	○存置
・その他審議会・事務局に対する手続		
・存否応答拒否	・審議会事務局への事前照会 ・審議会への事後報告 〔東京都個人情報取扱事務要綱等〕	○存置 (条例第8条の趣旨)
・その他審議会・事務局に対する報告		
・運用状況年次報告書	・審議会事務局でのとりまとめ ・審議会への「報告」 〔旧条例〕	○存置 (法第165条及び条例 第8条の趣旨)

<sup>236</sup> 旧条例施行通達／第32条関係／第2 運用／1

情報公開条例施行通達／第42条関係／第2 運用／1

<sup>237</sup> 法適用初年度である令和5年度中に行う報告は、旧条例に基づく令和4年度の運用状況である。

<sup>238</sup> 同上

<sup>239</sup> 旧条例施行通達／第32条関係／第2 運用／2

<sup>240</sup> 個人情報保護委員会事務局監視・監督室「個人情報保護法に基づく施行状況調査(案)について」(令和5年4月10日個情第717号)の別添に「令和5年度個人情報保護法施行状況調査調査票記入要領(案)」があるが、未定稿である。また、「地方公共団体等を対象とした施行状況調査は、令和5年度の状況を調査する令和6年度実施分から開始されます」「令和5年度の情報の蓄積その他の対応の準備をされるようお願いいたします」とされるが、法適用状況を調査するための確定稿が法適用前に周知されていない状態にある。

## 第9条関係（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行について必要な事項は、東京都規則その他の都の機関等が定める規則、規程等で定める。

### 第1 趣旨

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を各都の機関等がそれぞれ規則等により定めることとしたものである<sup>241</sup>。

### 第2 運用

都民にとっては、各都の機関等が定める内容は、統一性があることが望ましい。このため、この条例の施行に関し必要な事項を定め、又は変更しようとするときは、相互に十分連絡調整を行うものとする<sup>242</sup>。

このため、個人情報に関するルールの共通化・標準化を図るという改正法の趣旨を踏まえ、旧知事規則及びこれに相当する各実施機関が定める規則相当の規則等については、施行細則として一元化して施行する。

---

<sup>241</sup> 旧条例施行通達／第第33条関係／第1 趣旨

<sup>242</sup> 旧条例施行通達／第第33条関係／第2 運用

変更履歴

年月	変更内容等	備考
令和5年3月	初版策定	
令和5年12月	出典等註釈補記・文末脚注添付 (脚注挿入に伴う本文の改行・頁ズレなど表記上の所要の修正含む)	